

第37回 新潟市景観審議会

日 時 令和7年9月4日（木）午前10時00分より

会 場 新潟市役所ふるまち庁舎（古町ルフル）4階 401会議室

次 第

1 開 会

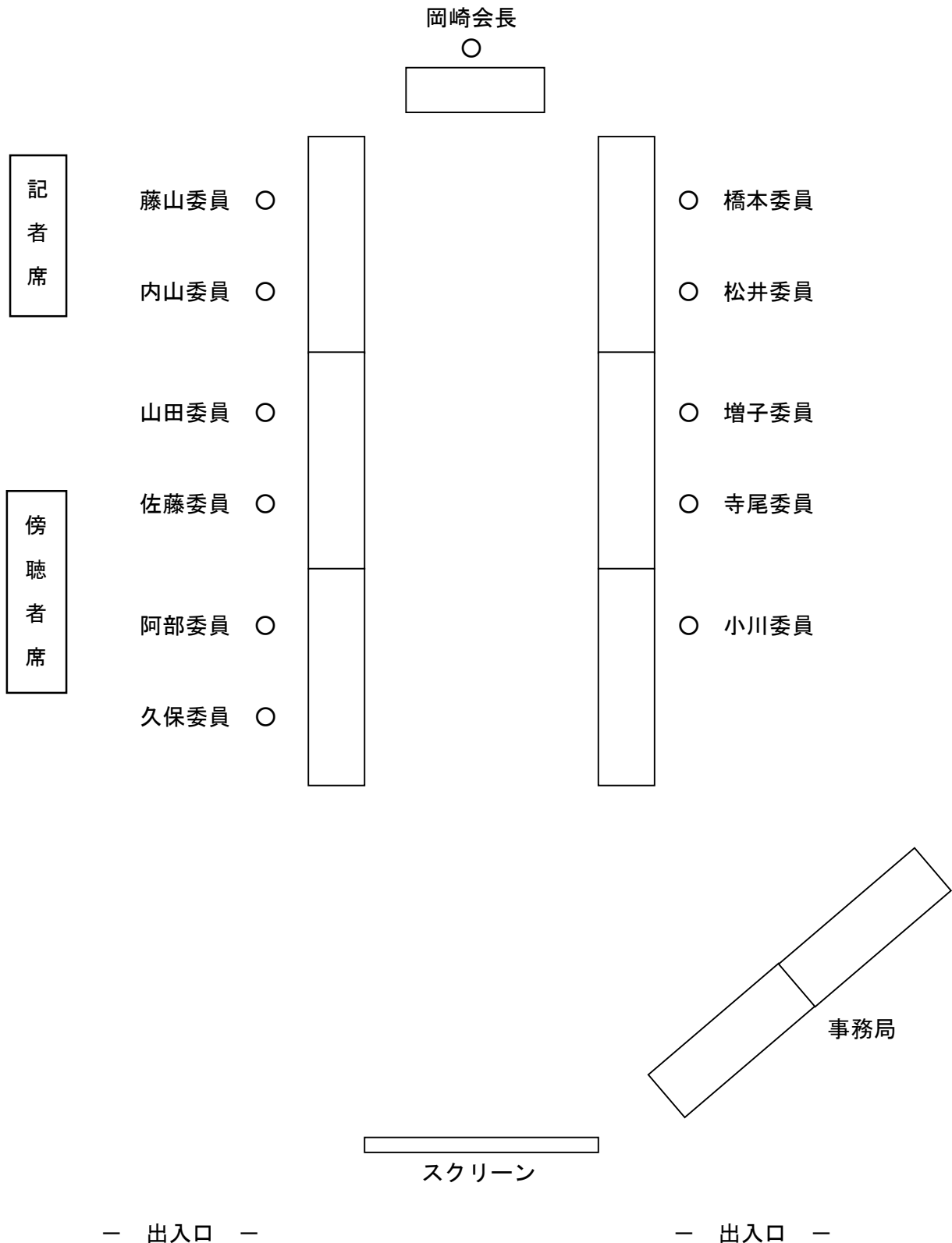
2 意見聴取

（1）古町花街地区の良好な景観形成の取組について

3 閉 会

第 37 回 新潟市景観審議会 座席表

日 時 令和 7 年 9 月 4 日（木）午前 1 0 時 0 0 分から
会 場 新潟市役所ふるまち庁舎（古町ルフル） 4 階 4 0 1 会議室



第18期新潟市景観審議会委員名簿

(任期：令和6年9月1日から令和8年8月31日まで)

知識経験を有する者

新潟大学工学部教授	岡 崎 篤 行
新潟大学教育学部教授	橋 本 学
新潟大学工学部准教授	棒 田 恵
新潟大学工学部准教授	松 井 大 輔
ユニバーサルカラープランナー協会	増 子 和 美
弁護士（新潟県弁護士会）	寺 尾 昌 樹
建築家（日本建築家協会関東甲信越支部）	小 川 峰 夫

市民

公募	久 保 有 朋
公募	阿 部 和 志

関係団体の意見を代表する者

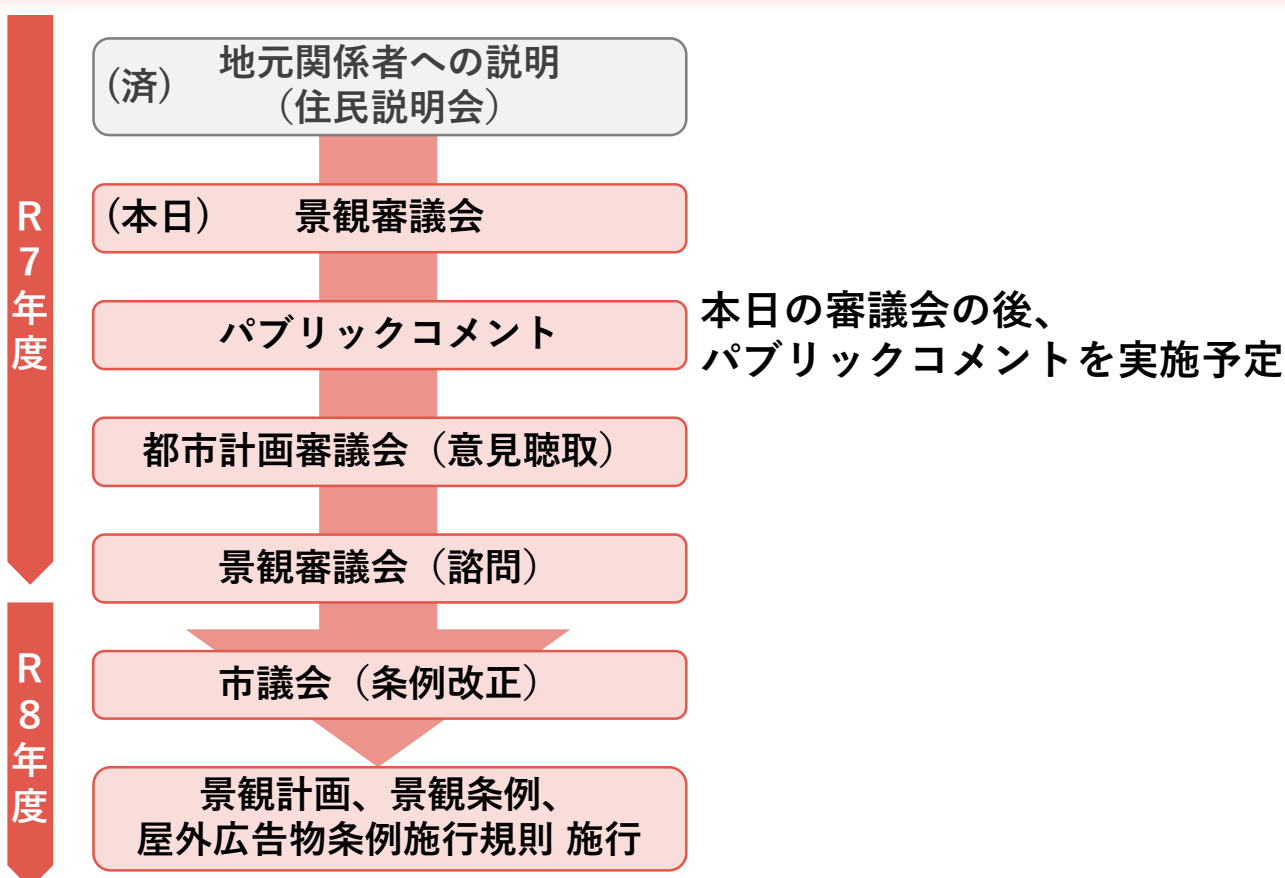
（一社）新潟市建設業協会	佐 藤 奈 美
（公社）新潟県建築士会	榎 本 実起子
新潟県広告美術業協同組合	山 田 律 子
（一社）新潟市造園建設業協会理事長	荒 川 義 克
新潟商工会議所	内 山 三千代
協同組合新潟県旅行業協会	藤 山 里 美



古町花街地区の良好な景観形成の取組について

1

特別区域指定に向けたスケジュール（案）



改正する計画・条例

計画・条例	主な改正・変更事項	資料 No
新潟市景観計画	・ 特別区域の方針、区域範囲、 景観形成基準、屋外広告物の制限に 関する事項を定める	資料2 資料3
新潟市景観条例 ・ 施行規則	・ 古町花街地区の届出対象行為等を規定	資料4
新潟市屋外広告物 条例施行規則	・ 古町花街地区で許可申請が必要となる 広告物等の規模を規定 ・ 各特別区域の規格基準の表現の見直し	資料5

3

前回審議会からの主な修正事項

項目	修正事項	備考
① 届出対象行為	軽微な行為を届出不要に修正	
② 建築物・工作物の 色彩基準	基調色の明度をN9.0→N8.5に修正	前回審議会を 受けて修正
③ 建築物の高さ・ 壁面位置の基準	考え方を再整理して修正	住民説明会を 受けて修正
④ 特定屋内広告物 の基準	新たに基準を追加	前回審議会を 受けて修正
⑤ 暖簾・提灯 の色彩基準等	伝統的に使用される色を使用でき る色彩の範囲等の修正	

4

- ①伝統的な花街として歴史的な風情を感じる景観
- ②【新道沿い】
細街路に建物が建ち並ぶ景観を保全し、芸妓の似合う景観
- ③【東堀・西堀・古町通り沿い】
花街の趣きを感じつつ、活気ある景観
- ④オーセンティシティ（本物）を重視した景観
- ⑤【道路空間】
歴史的なまちなみと調和した質の高い景観

対象区域（案）

前回から修正なし

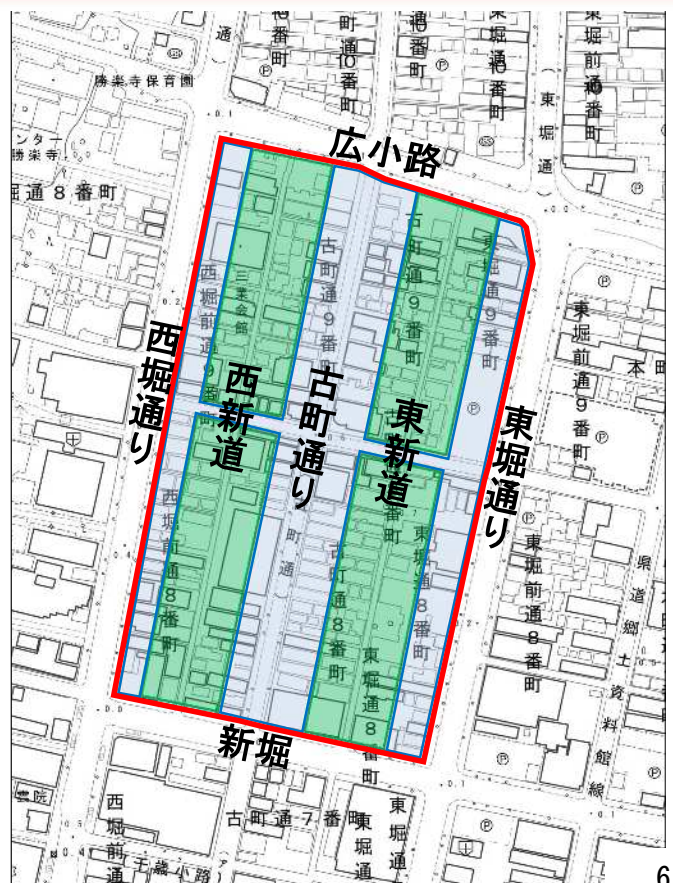
対象区域

新道ゾーン

特に重点的に景観形成を図る
（新道の道路中心線より20mの範囲）

東堀・西堀・古町通ゾーン

エリア全域で風情の醸成を図る



届出対象行為（案）

【景観法に基づく行為の届出】

赤字：前回から修正

届出対象 行為	新道ゾーン	東堀・西堀・古町通ゾーン
建築物 工作物	新築、増築、改築、移転	
	道路から見える 外観の修繕、模様替え、 色彩変更 ただし、変更部分が特定屋内 広告物のみの場合を除く	道路から見える 外観の修繕、模様替え、 色彩変更 ただし、変更部分10㎡未満を除く
木竹	道路から見える 植栽、伐採	

特定屋内広告物のみの変更
(1㎡以内の軽微なもの)
は届出不要とする

軽微なものは
届出不要とする

※特別区域施行時、すでにある建築物・工作物・木竹は、すぐに基準を適合しない
また、外観の変更を生じない補修行為などは適用しない

7

許可申請対象行為（案）

【屋外広告物条例に基づく許可申請】

前回から修正なし

許可申請 対象		新道ゾーン	東堀・西堀・古町通ゾーン
自 家 用	簡易 広告物 以外	1 営業所等につき ・ 合計 <u>1</u> ㎡を超えるもの ・ 合計 5 個を超えるもの	1 営業所等につき ・ 合計 <u>10</u> ㎡を超えるもの ・ 合計 5 個を超えるもの
	簡易 広告物	1 営業所等につき 合計10個を超えるもの	
管理用 広告物		1団の土地又は1物件につき ・ 合計 <u>1</u> ㎡を超えるもの ・ 合計 2 個を超えるもの	1団の土地又は1物件につき ・ 合計 <u>10</u> ㎡を超えるもの ・ 合計 2 個を超えるもの

※特別区域施行時、すでにある屋外広告物等は、すぐに基準を適合しない
また、既に受けている許可の更新や屋外広告物等の軽微な変更等は原則適用しない

8

建築物・工作物の色彩基準（案）



前回審議会
でのご意見

基調色：N9.0以下→N8.5以下とすべきでは
（漆くいなど部分的な使用は適用除外でもいいのでは）



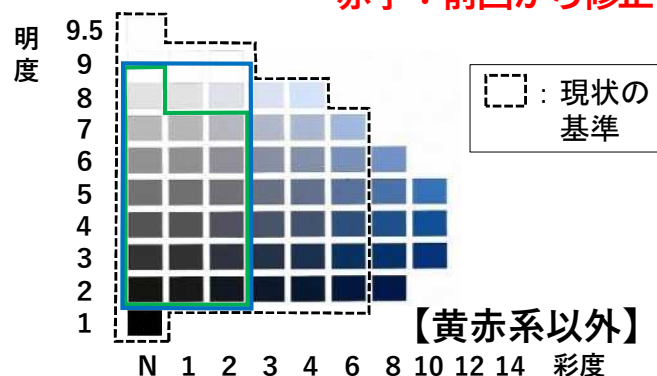
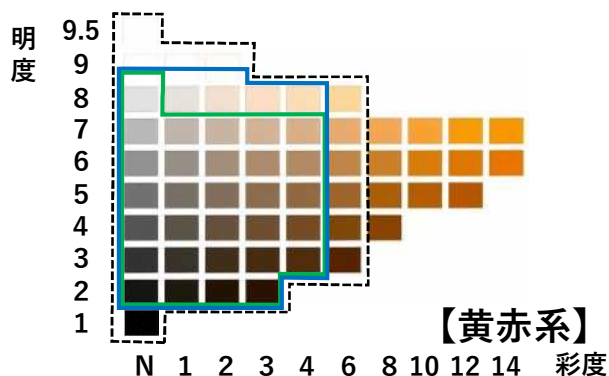
小壁に使用される
漆くい（白色）

9

建築物・工作物の色彩基準（案）



赤字：前回から修正



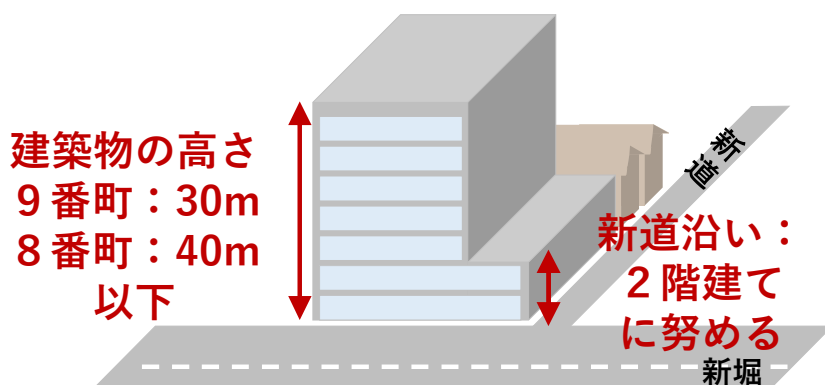
外壁や柱 等の色彩	新道ゾーン		東堀・西堀・古町通ゾーン		全域	
	建築物・工作物		建築物・工作物		アクセントカラー	
色相	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	2 以上 8.5以下	—	2 以上 8.5以下	—	色彩の制限なし 2階以下のみ使用可 (2階以下見付面積の 5%以下)	
10R～5Y	2 以上	4 以下	2 以上	4 以下		
上記以外	7以下	2 以下		2 以下		

【適用除外】歴史的建造物の建築当初から使用されている材料の色彩
着色を施していない木材若しくは漆くい（白色）の色彩

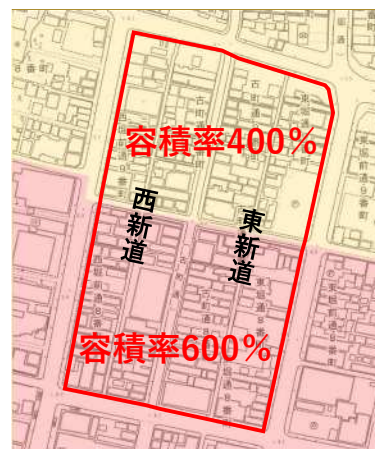
10

建築物の高さの基準（案）

【前回審議会での建築物の高さの基準案】



9番町側



8番町側

住民説明会 でのご意見	2階建てしか建てられないと、土地の取引価格へ 影響があるのでは
----------------	------------------------------------

11

建築物の高さの基準（案）

【基準案の考え方】→建築基準法の斜線制限や現状の建物高さを考慮

【新道沿い】	【東堀・西堀・古町通り沿い】
— : 建築基準法の道路斜線制限	
道路境界付近は「道路斜線制限」より 2階建て相当の制限 ↓ 歴史的建築物のほとんどが2階建て ↓ 2階建てのまちなみを維持するため、 「2階建て」に努める規定を設定	斜線制限では上限の設定がないため、 現状建物高さに合わせて上限を設定

12

建築物の壁面位置の基準（案）

新道ゾーン



【前回審議会での壁面位置の基準案】

【12mを超える壁面】道路中心から10m以上後退
（後退することで圧迫感を軽減）

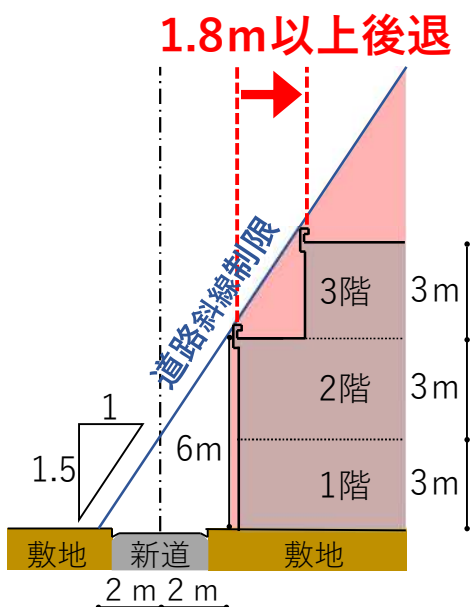
【角地の場合】

建築基準法の斜線制限には緩和があり、
建物プランによって過度な制限となる
可能性がある

13

建築物の壁面位置の基準（案）

新道ゾーン



【見直しする基準案の考え方】

- 新道沿いは2階建てに努める
（高さ制限）
- 3階以上の外壁は、2階以下の外壁より
分節化して後退することで、2階建ての
まちなみを維持
- 道路斜線制限を参考に、1.8m（1間分）
を後退距離として設定

14

建築物の高さ・壁面位置の基準（案）

赤字：前回から修正

【修正後の建築物の高さの基準案】

全域	【9番町側】高さ30m以下 【8番町側】高さ40m以下
新道ゾーン	新道に面する部分は、 2階建てを中心とした歴史的建築物のまちなみの連続性を維持するため2階建てに努める。

【修正後の建築物の壁面位置の基準案】

全域	【歴史的建築物】既存の位置を維持
新道ゾーン	【3階以上の壁面】 2階以下の壁面より1.8m以上後退 【2階以下の壁面】 周辺との壁面の連続性を維持するため、新道の道路境界から近接させるよう努める。やむを得ず後退する場合は新道沿いに門や塀を設けるよう努める。

15

建築物の形態意匠の基準（案）

前回から修正なし



(京都市のまちなみ Googleストリートビューより引用)
©2025 Google

歴史的建築物

- ・ 建築当初に使用された素材や工法による維持や復原

一般建築物

- ・ まちなみに調和した外観
- ・ この地区で使用される自然素材の使用に努める

16

建築設備の基準（案）

前回から修正なし



【建築設備の修景】

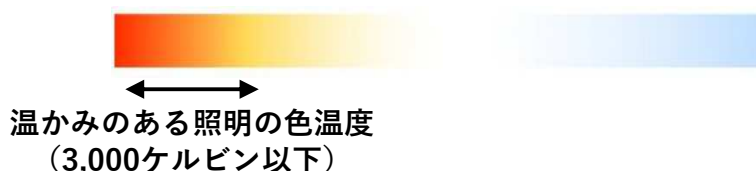
- ・ 設備機器や配管
： まちなみに調和する色彩や
意匠の目隠し等に努める



（引用：新宿区 屋外広告物に関する地域別
ガイドライン（神楽坂地区））

【風情ある夜間景観の演出】

- ・ 建物や植栽のライトアップや
行灯・提灯による演出に努める
- ・ 照明の色温度は3,000ケルビン以下



17

外構・工作物の基準（案）

前回から修正なし

歴史的 working object



- ・ 建築当初に使用された素材や
工法による維持や復原

一般 working object

- ・ 歴史的まちなみに調和した外観

【新道ゾーン】

- ・ 外構舗装は、石畳と調和する
色彩や素材の使用に努める

18



【全域】

- ・ 既存の樹木を適切に維持管理

【新道ゾーン】

- ・ 樹木を伐採しないよう努める
- ・ この地区の歴史的建築物の前庭に用いられている樹種の選定に努める

19

特定屋内広告物の基準（案）

【古町花街地区における特定屋内広告物の定義】



- ① 開口部のガラス等の内側に直接貼付・塗装して屋外の公衆に表示するもの
- ② 建築物の内側に表示するもののうち、専ら屋外の公衆に表示する目的をもって表示するもの

20

特定屋内広告物の基準（案）

赤字：前回から追加

【特定屋内広告物の基準案】

新道ゾーン		東堀・西堀・古町通ゾーン	
設置箇所	1階のみ	高さ	地上から15m以下
表示面積	合計1㎡以内	表示面積	単位開口部あたり4分の1以内
表示方法	可変表示式広告物（デジタルサイネージ等）、点滅・回転・輝度が変化する照明、ネオン等照明は使用しない		

※東堀・西堀・古町通ゾーン：
可変表示式広告物やネオン等照明で0.5㎡未満の小規模のものは除く

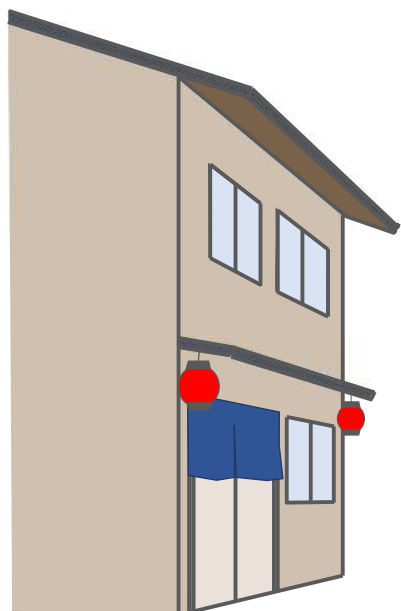


屋外広告物の壁面広告と基準の方向性を合わせる

21

暖簾・提灯の色彩基準（案）

前回審議会 でのご意見	適用除外とする色彩にJIS規格 慣用色名の「えんじ色」「藍色」などと表現するのは適切か
----------------	---



暖簾の「藍色」「えんじ色」
提灯の「白色」「赤色」
（伝統的に使用される高彩度色）



歴史的まちなみへの調和が期待できる



伝統的に使用される色彩が使用できる
よう色彩の基準を修正

22

暖簾・提灯の色彩基準（案）

新道ゾーン

赤字：前回から修正

【広告幕（暖簾）】



面積	・ 合計 3 m ² 以内
素材	・ 綿、麻その他これらに類する布製
内容	・ 店名・商標のみ
色彩	・ 彩度11以下※
色数	・ 有彩色は1色までとし、合計3色以内

※JIS規格 慣用色名「えんじ色」を最大値として設定

【提灯】



面積	・ 合計1m ² 以内（1基につき0.5m ² 以内）
内容	・ 店名・商標のみ
地の色	・ 白色または赤色に限る （和紙の素材色はこの限りでない）
色数	・ 有彩色は1色までとし、合計3色以内

提灯：規格基準の設定するにあたり、許可の期間を「3月以内」に設定
※はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンと同様

23

屋外広告物の基準（案）

【広告種別によらない共通事項】

前回から修正なし

【全域】



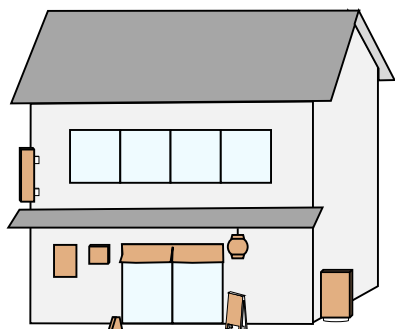
・ 非自家用広告物の禁止

この地区の案内や催しに係るものを除く



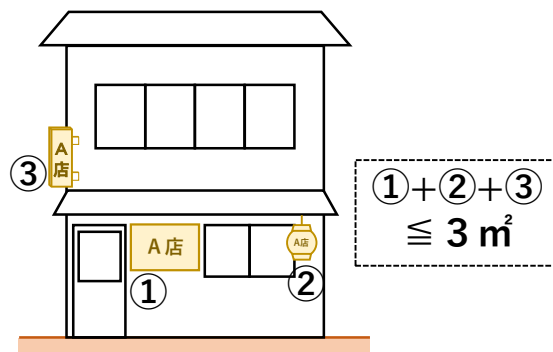
・ 可変表示式広告物（デジタルサイネージ等）、 投影広告物（プロジェクションマッピング）等 の禁止

【新道ゾーン】



・ 図にない広告形状の禁止

（屋上広告やのぼり旗等）



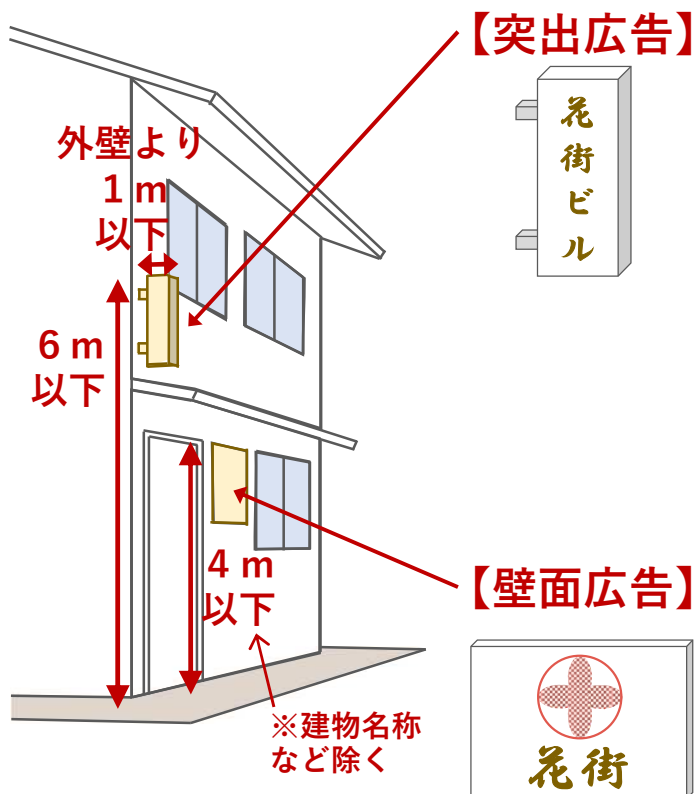
・ 1営業所等につき総表示面積 3 m²以内（簡易広告物を除く）

24

屋外広告物の基準（案）

新道ゾーン

赤字：前回から修正



個数	・ 1 基まで		
面積	・ 合計1.5㎡以内 ・ 1面につき0.75㎡以内		
内容	・ 建物名・店名・社章のみ		
色彩※	色相	明度	彩度
	無彩色	2 以上 9.5以下	—
	10R～5Y 上記以外	2 以上 7以下	4 以下 2 以下
色数	・ 全体で 4 色以内		

※地の色及び1/3以上で使用する色

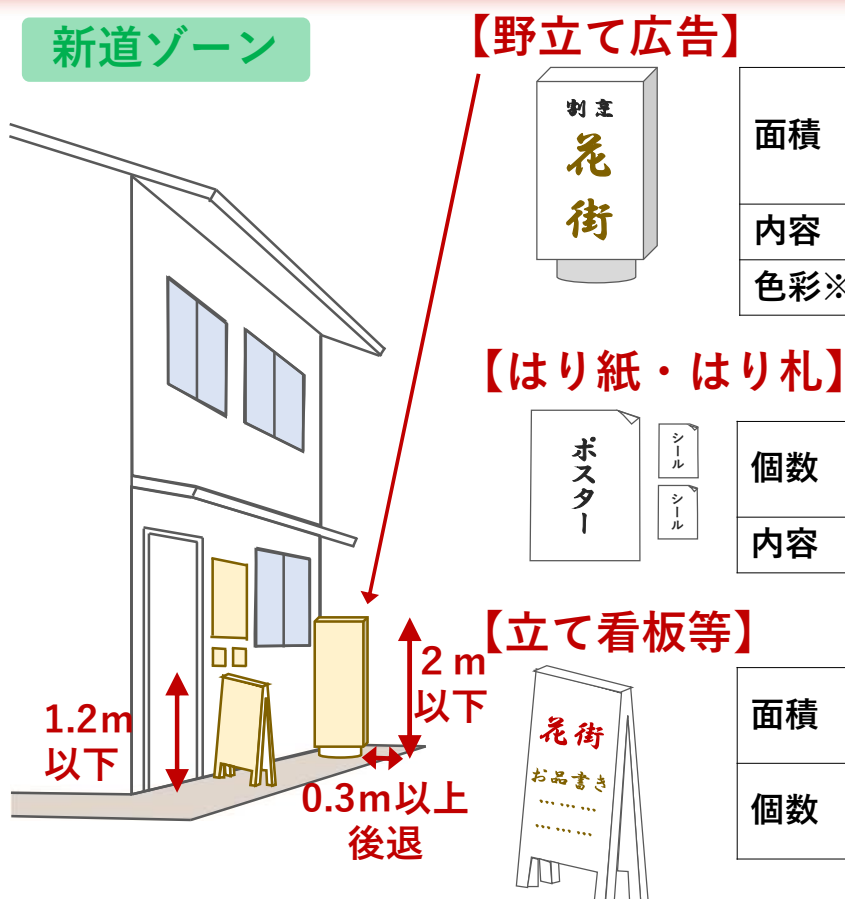
面積	・ 合計 1 ㎡以内 ・ 1 基につき0.5㎡以内
位置	・ 壁面に直接塗装しない
色彩※・色数	突出広告と同様

25

屋外広告物の基準（案）

新道ゾーン

前回から修正なし



面積	・ 合計 2 ㎡以内 ・ 1面につき 1 ㎡以内 ・ 集合式は0.25㎡ずつ
内容	・ 建物名・店名・社章のみ
色彩※・色数	突出広告と同様

個数	はり紙・はり札・立て看板等 合計10個以内
内容	同じ内容を複数掲示しない

面積	・ 合計1.2㎡以内 ・ 1面につき0.6㎡以内
個数	はり紙・はり札・立て看板等 合計10個以内

26

屋外広告物の規格の表現の見直しについて

【現行の表現】

新潟市告示

「信濃川本川大橋下流沿岸地区」における広告物の規格は、新潟市屋外広告物条例施行規則別表第1に次の基準を加える。

- (1) 屋上広告は以下のとおりとする。
【高さ】地上からの高さ10m以下
(2) 壁面広告は以下のとおりとする。
：【高さ】地上からの高さ10m以下（自家用広告物等（ビル又は…））

別表第1

種類	基準	
屋上広告	表示数	1面につき1広告内容（1広告主）であること。
	高さ	<u>15m以下、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下 地上からの高さ48m以下</u>
	表示面積	鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又は…
	表示位置	設置する建物の壁面の端から突き出さない…
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
壁面広告	高さ	<u>地上からの高さ15m以下</u> （自家用広告物等（ビル又は…））

：

27

屋外広告物の規格の表現の見直しについて

【変更後の表現（案）】

新潟市景観計画

7 屋外広告物の表示に関する行為の制限に関する事項

(2) 特別区域 イ 信濃川本川大橋下流沿岸地区

種類	基準	
屋上広告	表示数	1面につき1広告内容（1広告主）であること。
	高さ	地上からの高さ10m以下
	表示面積	鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又は…
	表示位置	設置する建物の壁面の端から突き出さない…
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
壁面広告	高さ	地上からの高さ10m以下 （自家用広告物等（ビル又は…））

：

赤字：追加して溶け込まれた規格

景観計画に一つの表としてまとめる

今回の改正を機会に、全ての特別区域の表現の修正を行う

28

新潟市景観計画 特別区域 古町花街地区（案）

新潟市景観計画に定める景観計画区域の特別区域に「古町花街地区」を新たに設定し、地域の特性に応じた景観形成の方針や景観形成基準、屋外広告物に関する行為の制限などを定めます。

また関連して、特別区域の広告物等の規格を、屋外広告物条例施行規則の告示によるものから、景観計画の屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項によるものに変更することとし、「信濃川本川大橋下流沿岸地区」「旧齋藤家別邸周辺地区」「旧小澤家住宅周辺地区」の広告物等の規格の表現を修正します。

1 地区名

古町花街地区

2 地区の概況

江戸時代にさかのぼる全国随一の料亭をはじめ、茶屋・置屋などの歴史的な花街建築が集中し、新潟の芸妓文化と伝統的な花街を象徴する景観として保存を図るべき地区。（面積 約5.3ha）

3 特別区域の範囲



凡例

- 対象区域
- 新道ゾーン
(新道の道路中心線より 20m)
- 東堀・西堀・古町通ゾーン

4 景観形成の方針

- (ア) まちなみを構成する歴史的建造物の保全を図り、全国随一の料亭中心の伝統的な花街として歴史的な風情を感じる景観づくりを進める。
- (イ) 新道沿いの空間は、細街路に建物が建ち並ぶ景観を保全し、芸妓に似合う、和の風情を基調とした景観づくりを進める。
- (ウ) 東堀・西堀・古町通沿いの空間は、花街の趣きを感じつつ、活気ある景観づくりを進める。
- (エ) 歴史的建造物は、歴史的な価値を尊重した修理・復原を図り、歴史的建造物以外の建造物

は、地区の特性を踏まえた修景を図ることで、オーセンティシティを重視した景観づくりを進める。

(オ) 道路空間においては、歴史的なまちなみと調和した素材を用いるなど、質の高い景観づくりを進める。

5 届出対象行為

届出対象行為（新道ゾーン）

- ア 建築物の新築、増築、改築又は移転
- イ 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更ただし、当該変更部分が特定屋内広告物のみに係るものを除く
- ウ 工作物の新設、増築、改築又は移転
- エ 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- オ 道路から見える木竹の植栽又は伐採

届出対象行為（東堀・西堀・古町通ゾーン）

- ア 建築物の新築、増築、改築又は移転
- イ 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更ただし、当該変更部分の面積の合計が10平方メートル未満のものを除く
- ウ 工作物の新設、増築、改築又は移転
- エ 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更ただし、当該変更部分の面積の合計が10平方メートル未満のものを除く
- オ 道路から見える木竹の植栽又は伐採

6 景観形成基準

新道ゾーン

対象事項		景観形成基準(行為制限)
建築物	高さ	○市道中央3-80号線の道路中心線より南側の敷地は、敷地地盤面から40メートル以下、市道中央3-80号線の道路中心線から北側の敷地は、敷地地盤面から30メートル以下とすること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築又は改築については、既存の高さを超えないこと。 ●新道に面する部分は、2階建てを中心としたまちなみの連続性を維持するため、2階建てとするよう努めること。
	配置	○歴史的建築物の壁面の位置は、既存の位置を維持すること。ただし、建築当初の外観を尊重して復原するために位置を変更する場合は、この限りではない。 ●歴史的建築物以外の新道ゾーンの3階以上の壁面は、2階以下の壁面より1.8メートル以上後退すること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築又は改築については、既存の壁面の位置を超えないこと。 ●歴史的建築物以外の新道ゾーンの2階以下の壁面は、周辺との壁面の連続性を維持するため、新道の道路境界に近接させるよう努めること。ただし、やむを得ず後退する場合は、新道の道路境界から3メートル以内の後退を標準とし、新道の道路境界に近接させて門、塀又は庭を設置するなど、周辺との壁面の連続性を維持するよう努めること。
	形態意匠及び色彩	○歴史的建築物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。 ○歴史的建築物以外の建築物は、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的建築物で用いられる意匠の安易な模倣は避けること。

	○歴史的建築物の外壁は、古町花街建築の特徴である縦羽目板張りなど、建築当初に使用されていた素材や工法による維持や復原を基本とすること。 ○歴史的建築物の軒及び庇は、古町花街建築の特徴である軒裏及び庇裏の垂木表しなど、建築当初に使用されている素材や工法による維持や復原を基本とすること。 ○歴史的建築物の屋根形状は、建築当初の形状を維持し、又はその形状が改変されている場合は復原を基本とすること。歴史的建築物以外の屋根形状は、二方向以上に流れる勾配屋根とするよう努めること。 ○歴史的建築物の細部意匠は、古町花街建築の特徴である曲面上裏、透かし彫りの欄間細工、開口部の目隠し板や格子など、建築当初に使用された意匠の維持や復原を基本とすること。 ○木材、漆くい、石、日本瓦その他の当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた自然素材等を積極的に用いるよう努めること。自然素材等を使用しない場合は、過度な光沢のないものとする。 ●新道側に表側を見せること。 ●新道ゾーンの建具は木製を基本とし、アルミその他の素材を用いる場合には縦桟又は格子をつけるよう努めること。 ●新道ゾーンでは、シャッターを使用しないよう努めること。 ●新道ゾーンの外壁の基調色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。 <table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>無彩色</td><td>2 以上 8.5 以下</td><td>-</td></tr><tr><td>10R～5 Y</td><td rowspan="2">2 以上 7 以下</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2 以下</td></tr></table> ●新道ゾーンの外壁の強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を2階以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する外壁面の2階以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。 ○外部に面する建具の色彩は、茶系、黒褐色系又はグレー系（シルバーを除く）を基本とすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩は、この限りではない。 ○勾配屋根や庇の色彩は、黒又はグレー系を基本とし、銅板の場合は、素材色又は緑青色とすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩は、この限りではない。 ○色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ）の対比が強くないよう努めること。	色相	明度	彩度	無彩色	2 以上 8.5 以下	-	10R～5 Y	2 以上 7 以下	4 以下	上記以外	2 以下
色相	明度	彩度										
無彩色	2 以上 8.5 以下	-										
10R～5 Y	2 以上 7 以下	4 以下										
上記以外		2 以下										
特定屋内広告物	●新道ゾーンの特定屋内広告物は、建築物の1階以下の部分にあつては、住所又は1つの事業所、営業所若しくは作業場（以下、「1営業所等」という。）につき、総表示面積を1平方メートル以内とすることとし、建築物の2階以上の部分にあつては、表示しないものとする。 ●新道ゾーンでは、可変表示式広告物を表示又は設置しないこと。 ●新道ゾーンでは、ネオン照明その他これに類する照明を使用しないこと。											

		○点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明を使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。									
	設 備	○室外機、屋外配管及び太陽光発電設備その他の建築設備並びに屋外階段は、道路から見える位置に設置しないよう努めること。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合は、歴史的なまちなみと調和した色彩、目隠しその他の意匠により修景するよう努めること。 ○架空の不要な電線類は撤去するよう努めること。 ○照明の色温度は、3,000ケルビン以下を基本とすること。 ○点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明は、使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りではない。 ○建築物や植栽のライトアップ、行灯・提灯などの明かりの工夫などにより、明るすぎず暗すぎるもののない、風情ある夜間景観の創出に努めること。 ○照明器具や光源が見えない工夫及び間接光や拡散光による柔らかい灯りによる演出の工夫に努めること。									
	外 構	○歴史的建築物に門、塀又は庭等がある場合は、維持や復原するよう努めること。 ●新道ゾーンに屋外駐車スペースを設ける場合は、新道の道路境界沿いに門又は塀等を設置し、周囲との壁面の連続性を維持するよう努めること。 ●新道ゾーンの外構舗装は、新道の石畳と調和する色彩や素材の使用に努めること。									
工 作 物	形態意匠及び色彩	○歴史的工作物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。 ○歴史的工作物以外の工作物は、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的工作物で用いられる意匠の安易な模倣は、避けること。 ○アンテナや通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くし、道路から見えにくい位置に設置すること。 ●新道ゾーンでゴミ庫及び自動販売機を設置する場合は、道路から見えにくい位置に設置するか、歴史的なまちなみと調和した色彩、目隠しその他の意匠により修景すること。 ●新道ゾーンの駐車場には、新道の道路境界沿いに門又は塀等を設置し、周囲との壁面の連続性を維持するよう努めること。 ●新道ゾーンの基調色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、歴史的工作物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。									
		<table><tr><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>2 以上 8.5 以下</td><td>-</td></tr><tr><td>10R～5 Y</td><td rowspan="2">2 以上 7 以下</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2 以下</td></tr></table> ●新道ゾーンの強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を7メートル以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する7メートル以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、歴史的工作物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。	色相	明度	彩度	無彩色	2 以上 8.5 以下	-	10R～5 Y	2 以上 7 以下	4 以下
色相	明度	彩度									
無彩色	2 以上 8.5 以下	-									
10R～5 Y	2 以上 7 以下	4 以下									
上記以外		2 以下									
木 竹		○既存の植栽は、適切に維持管理すること。									

	●新道ゾーンの樹木を伐採しないよう努めること。 ●新道ゾーンに植樹する場合は、当該区域内の歴史的建築物の前庭に用いられている樹種を選定するよう努めること。
--	---

備考 ○は新道ゾーン及び東堀・西堀・古町通ゾーン共通の基準、●はそれぞれのゾーンごとの基準を示す。

注1 新道とは、市道中央3－81号線のうち市道西大畑町秣川岸通線と直交するまでの北側の区間及び市道中央3－82号線をいう。

2 歴史的建築物とは、建築基準法施行の際、現に存する建築物をいう。

3 歴史的工物とは、建築基準法施行の際、現に存する工物をいう。

4 特定屋内広告物とは、次に掲げるものをいう。

(1) 建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。）に設けられたガラスその他これらに類するものの内側の面（以下、「屋内面」という。）に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等

(2) 建築物の内側において表示するもののうち、専ら屋外の公衆に表示する目的をもって、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等

5 可変表示式広告物とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物をいう。

東堀・西堀・古町通ゾーン

対象事項		景観形成基準(行為制限)
建築物	高さ	○市道中央3－80号線の道路中心線より南側の敷地は、敷地地盤面から40メートル以下、市道中央3－80号線の道路中心線から北側の敷地は、敷地地盤面から30メートル以下とすること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築又は改築については、既存の高さを超えないこと。
	配置	○歴史的建築物の壁面の位置は、既存の位置を維持すること。ただし、建築当初の外観を尊重して復原するために位置を変更する場合は、この限りではない。
	形態意匠及び色彩	○歴史的建築物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。 ○歴史的建築物以外の建築物は、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的建築物で用いられる意匠の安易な模倣は避けること。 ○歴史的建築物の外壁は、古町花街建築の特徴である縦羽目板張りなど、建築当初に使用された素材や工法による維持や復原を基本とすること。 ○歴史的建築物の軒及び庇は、古町花街建築の特徴である軒裏及び庇裏の垂木表しなど、建築当初に使用されている素材や工法による維持や復原を基本とすること。 ○歴史的建築物の屋根形状は、建築当初の形状を維持し、又はその形状が改変されている場合は復原を基本とすること。歴史的建築物以外の屋根形状は、二方向以上に流れる勾配屋根とするよう努めること。 ○歴史的建築物の細部意匠は、古町花街建築の特徴である曲面上裏、透かし彫りの欄間細工、開口部の目隠し板や格子など、建築当初に使用された意匠の維持や復原を基本とすること。 ○木材、漆くい、石、日本瓦その他の当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた自然素材等を積極的に用いるよう努めること。自然素材等を使用しない場合は、過度な光沢のないものとする。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンの外壁の基調色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。

		色相	明度	彩度
		無彩色	2 以上 8.5 以下	-
		10R～5 Y		4 以下
		上記以外		2 以下
		●東堀・西堀・古町通ゾーンの外壁の強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を2階以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する外壁面の2階以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。 ○外部に面する建具の色彩は、茶系、黒褐色系又はグレー系（シルバーを除く）を基本とすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩は、この限りではない。 ○勾配屋根や庇の色彩は、黒又はグレー系を基本とし、銅板の場合は、素材色又は緑青色とすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩は、この限りではない。 ○色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ）の対比が強くなるよう努めること。		
特定屋内広告物	●東堀・西堀・古町通ゾーンの特定屋内広告物は、地上からの高さ15メートル以下の部分にあっては、一の開口部の面積に対する当該開口部における1営業所あたりの表示面積の割合を4分の1以内とすることとし、地上からの高さ15メートルを超える部分にあっては、表示しないものとする。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンでは、可変表示式広告物を表示又は設置しないこと。ただし、1基につき0.5平方メートルを超えないものは、この限りでない。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンでは、ネオン照明その他これに類する照明を使用しないこと。ただし、1基につき0.5平方メートルを超えないものは、この限りでない。 ○点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明を使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。			
設備	○室外機、屋外配管及び太陽光発電設備その他の建築設備並びに屋外階段は、道路から見える位置に設置しないよう努めること。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、歴史的なまちなみと調和した色彩、目隠しその他の意匠により修景するよう努めること。 ○架空の不要な電線類は撤去するよう努めること。 ○照明の色温度は、3,000ケルビン以下を基本とすること。 ○点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明は、使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りではない。 ○建築物や植栽のライトアップ、行灯・提灯などの明かりの工夫などにより、明るすぎず暗すぎることはない、風情ある夜間景観の創出に努めること。 ○照明器具や光源が見えない工夫及び間接光や拡散光による柔らかい灯りによる演出の工夫に努めること。			
外構	○歴史的建築物に門、塀又は庭等がある場合は、維持や復原するよう努めること。			
工形態意	○歴史的工物物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい			

作 物	匠及び 色彩	場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。 ○歴史的工作物以外の工作物は、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的な工作物で用いられる意匠の安易な模倣は、避けること。 ○アンテナや通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くし、道路から見えにくい位置に設置すること。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンの基調色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、歴史的工作物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。 <table border="1"> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> <tr> <td>無彩色</td><td rowspan="3">2 以上 8.5 以下</td><td>-</td></tr> <tr> <td>10R～5 Y</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>2 以下</td></tr> </table> ●東堀・西堀・古町通ゾーンの強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を7メートル以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する7メートル以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、歴史的工作物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。	色相	明度	彩度	無彩色	2 以上 8.5 以下	-	10R～5 Y	4 以下	上記以外	2 以下
色相	明度	彩度										
無彩色	2 以上 8.5 以下	-										
10R～5 Y		4 以下										
上記以外		2 以下										
木 竹		○既存の植栽は、適切に維持管理すること。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンでは、地域にあった樹木などにより四季の演出を考慮した植栽に努めること。										

備考 ○は新道ゾーン及び東堀・西堀・古町通ゾーン共通の基準、●はそれぞれのゾーンごとの基準を示す。

注1 歴史的建築物とは、建築基準法施行の際、現に存する建築物をいう。

2 歴史的工作物とは、建築基準法施行の際、現に存する工作物をいう。

3 特定屋内広告物とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 屋内面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等
- (2) 建築物の内側において表示するもののうち、専ら屋外の公衆に表示する目的をもって、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等

4 可変表示式広告物とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物をいう。

7 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物を設置する場合は、掲出方法、掲出数、意匠、形状、高さ、面積、色彩に配慮し、設置する建築物や周辺のまちなみと調和したものとし、新潟市屋外広告物条例（平成7年条例第59号）第6条の規定に基づく規格は、下記のとおりとする。

(1) 一般区域

新潟市屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟市規則第17号）別表第1のとおりとする。

(2) 特別区域

イ 信濃川沿岸地区（万代シティ広告物活用地区を除く。） 令和6年4月1日施行

種類	基準
建 屋上広告	表示数 1面につき1広告内容（1広告主）であること。

建築物又は工作物を利用するもの	（「屋上広告」とは、建築物の屋上に固定して設置するものをいう。）	高さ	地上からの高さ 10 メートル以下
		表示面積	鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの 設置する 1 建物につき総表示面積 300 平方メートル以内、かつ、1 面あたり 100 平方メートル以内 上記以外のもの 設置する 1 建物につき総表示面積 30 平方メートル以内
		表示位置	設置する建物の壁面の端から突き出さないこと。(照明機器等を除く。)
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	壁面広告 （「壁面広告」とは、建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの（外壁面から突き出すものを除く。）及び外壁面に固定して設置された堅牢な^{ろう}枠組（懸垂装置等を除く。）を利用して表示する布状のものをいう。）	高さ	地上からの高さ 10 メートル以下（自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。）
		表示面積	設置する壁面の面積の 4 分の 1 以内（複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。）
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。
		その他	(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (2) 地上からの高さ 10 メートルを超える場合は、切り文字又は箱文字とすること。 (3) 地上からの高さ 10 メートルを超える場合で照明設備を設ける場合は、バックライト式又は箱文字内照式とすること。
	突出広告 （「突出広告」とは、建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの（外壁面から突き出すものに限る。）をいう。）	表示個数	1 壁面につき 3 個以内（自家用広告物等で、表示個数が新潟市屋外広告物条例施行規則別表第 2(2) 条例第 10 条第 2 項第 1 号に掲げる広告物等の項の基準に適合するものを除く。）
		高さ	地上からの高さ 10 メートル以下
		道路への突出幅	1 メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から 2.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 4.5 メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
電柱又は街灯柱等を	巻付広告及び直接塗装広告 （「巻付広告」又は「直接塗装広告」とは、電柱、街灯柱、電話柱その他これらに類するものを利用してこれらに巻き付け、又は直接塗装するものをいう。）	表示個数	柱 1 本につき 1 個
		長さ	1.5 メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	地上から 1.2 メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	袖付広告 （「袖付広告」とは、電柱、街	表示個数	柱 1 本につき 1 個
		長さ	1.5 メートル以下

利用するもの	灯柱、電話柱その他これらに類するものを利用してこれらに袖付けにするものをいう。)		突出幅	0.8メートル以下
			広告物等の 下端までの 高さ	歩道上 地上から2.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から4.5メートル以上
			掲出方向	原則として道路の外側
			その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
広告塔又は 広告板	野立て広告塔 野立て広告板 （「野立て広告塔」とは、支柱が土地に定着するもので柱状又は塔状のものをいう。） （「野立て広告板」とは、支柱が土地に定着するもので柱状又は塔状以外のものをいう。）	(1) 自家用 広告物等で別表第2(2)条令第10条第2項第1号に掲げる広告物等の項に掲げるものの以外のもの	高さ	地上からの高さ10メートル以下
			表示面積	30平方メートル以内 （複数の営業所等の広告物を一の広告物として設置する場合にあっては、60平方メートル以内、かつ、1面30平方メートル以内）
			その他	ア 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 イ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
		(2) 特定の施設の位置又は所在を表示し、又は案内することを目的とするもの	表示個数	住所又は1つの事業所、営業所若しくは作業場（以下「1営業所等」という。）につき2個以内
			表示面積	1個当たり2平方メートル以内（複数の営業所等が共同で設置する広告物等にあっては、1営業所等当たり2平方メートル以内で、かつ、総表示面積10平方メートル以内）
			高さ	地上から3メートル以下
			その他	ア 表示の内容は、誘導及び案内のために必要な文言又は図表に限ること。 イ 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 ウ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
		(3) 前2号に掲げるものの以外のもの	高さ	地上からの高さ6メートル以下
			表示面積	30平方メートル以内
			その他	ア 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 イ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条例第6条第5号に規定す	アーチ広告 （「アーチ広告」とは、堅牢な材料を使用して作成され、道路を横断して設置されるものをいう。）		広告物等の 下端までの 高さ	歩道上 地上から3.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から5.0メートル以上
			その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	アドバルーン （「アドバルーン」とは、気球を利用して表示するものをいう。）		大きさ等	(1) 長さ10メートル以下、幅1.5メートル以下の布片等に表示し、主綱に十分緊結すること。 (2) 掲揚中に建築物又は工作物に接触しないものであること。
			その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	つり下げ広告 （「つり下げ広告」とは、アー		表示面積	4平方メートル以下
			広告物等の	歩道上

る も の	ケード類に固定して設置するものをいう。）	下端までの高さ	地上から 2.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 4.5 メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	広告幕 （「広告幕」とは、布状のものをさお、ひも等に掛け、建築物又は工作物を利用して設置するもので容易に取りはずすことができるもの（壁面広告及び懸垂幕並びに野立て広告塔又は野立て広告板の一部として表示するものを除く。）をいう。）	大きさ	幅 1.2 メートル以下、長さ 15 メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から 3.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 5 メートル以上
		その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	懸垂幕 （「懸垂幕」とは、布状のものを建築物又は工作物の外壁面に固定された懸垂装置等を利用して設置するものをいう。）	大きさ	布状のものの幅 1.8 メートル以下、長さ 20 メートル以下
		表示面積	30 平方メートル以内
		個数	設置する壁面につき 5 個以内
		その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	はり紙 （「はり紙」とは、紙製のものその他これに類するもので建築物その他の工作物等にはり付けるものをいう。）	表示面積	1.5 平方メートル以内
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	はり札等 （「はり札等」とは、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。）	表示面積	1.0 平方メートル以内
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	広告旗 （「広告旗」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。）	大きさ	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	立看板等 （「立看板等」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含	大きさ	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

	む。)をいう。)		
--	----------	--	--

ウ 旧齋藤家別邸周辺地区 平成 28 年 1 月 1 日施行

種類		基準	
全ての広告物等共通		表示又は設置禁止	(1) 非自家用広告物等 (2) 可変表示式広告物 (3) 突出広告、巻付広告、直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、広告幕、懸垂幕、はり紙及びはり札等
		色彩	広告物の色彩は、マンセル値によるものとし、歴史的なまちなみと調和するよう、無彩色（明度 1 から 9.5 まで）又は低彩度の茶系色（色相 2.5Y から 5Y まで又は 2.5Y R から 10Y R まで、彩度 4 以下、明度 1 から 8 まで）とする。（表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土、ガラス等）本来の色彩は、この限りではない。）
		高さ	地上からの高さ 5 メートル以下
建築物又は工作物を利用するもの	屋上広告	表示数	1 面につき 1 広告内容（1 広告主）であること。
		表示面積	鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの 設置する 1 建物につき総表示面積 300 平方メートル以内、かつ、1 面あたり 100 平方メートル以内 上記以外のもの 設置する 1 建物につき総表示面積 30 平方メートル以内
		表示位置	(1) 本屋の外壁に接して設けられた片流れの屋根に設置すること。 (2) 設置する建物の壁面の端から突き出さないこと。（照明機器等を除く。）
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	壁面広告	表示面積	設置する壁面の面積の 4 分の 1 以内（複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。）
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
広告塔又は広告板	野立て広告塔 野立て広告板	表示面積	総表示面積 1.6 平方メートル以内、かつ、1 面 0.5 平方メートル以内
		その他	(1) 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条例第 6 条第 5 号に規定するもの	広告旗	大きさ	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	立看板等	大きさ	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

エ 旧小澤家住宅周辺地区 令和2年11月1日施行

種類		基準	
全ての広告物等共通		表示又は設置禁止	(1) 非自家用広告物等(当該区域内の催しに関わるものは除く。) (2) 可変表示式広告物 (3) 屋上広告、突出広告、巻付広告、直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告及び懸垂幕
		表示面積	1 営業所等につき、総表示面積を 10 平方メートル以内とすること。
建築物又は工作物を利用するもの	壁面広告	高さ	地上からの高さ 4.5 メートル以下（自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。）
		表示面積	3 平方メートル以内
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。
		色彩	マンセル値によるものとし、無彩色（明度 2 から 9.5 まで）又は茶系色（色相 2.5 Y から 5 Y まで又は 2.5 Y R から 10 Y R まで、彩度 4 以下、明度 2 から 6 まで）とする。 （表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。）
		その他	(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (2) 建築物の壁面に直接塗装する広告物としないこと。
広告塔又は広告板	野立て広告塔 野立て広告板	高さ	地上からの高さ 2 メートル以下
		表示面積	1 平方メートル以内
		色彩	マンセル値によるものとし、無彩色（明度 2 から 9.5 まで）又は茶系色（色相 2.5 Y から 5 Y まで又は 2.5 Y R から 10 Y R まで、彩度 4 以下、明度 2 から 6 まで）とする。 （表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。）
		その他	(1) 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条例第 6 条第 5 号に規定するもの	広告幕	大きさ	幅 3 メートル以下、長さ 3 メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から 3.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 5 メートル以上
		その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	はり紙	表示面積	1.5 平方メートル以内
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	はり札等	表示面積	1.0 平方メートル以内
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	広告旗	大きさ	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下

		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	立看板等	大きさ	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

オ 古町花街地区 令和〇年〇月〇日施行

(ア) 新道ゾーン

種類		基準	
全ての広告物等共通		表示又は設置禁止	(1) 非自家用広告物等(当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りではない。) (2) 可変表示式広告物 (3) 投影広告物(当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。) (4) 広告物を表示していない掲出物件(広告幕及び広告幕については、この限りでない。) (5) 道路の路面に表示する広告物等(法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものはこの限りではない。) (6) 屋上広告、巻付広告、直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、懸垂幕及び広告旗
		表示個数	自己の氏名、名称、店名若しくは商標を複数表示する場合は、1 の広告物等に集約して表示又は設置（以下「集合型」という。）とすること。
		表示面積	1 営業所等につき、総表示面積を 3 平方メートル以内とすること。（簡易広告物の表示面積を除く。）
		表示内容	写真を使用しないこと。（はり紙、はり札等及び立看板等であって営業内容を示すもの又は当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。）
		照明	(1) 点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明は、使用しないこと。（法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。） (2) ネオン照明その他これに類する照明は、使用しないこと。 (3) 照明の色温度は、3,000 ケルビン以下とすること。（法令に基づくもの又は警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。）
建築物又	壁面広告	高さ	地上からの高さ 4 メートル以下（自家用広告物等（ビル若しくは建物の名称又は店名及び社章に限る。）を除く。）
		表示面積	(1) 1 営業所等につき総表示面積 1 平方メートル以内、かつ、1 基につき 0.5 平方メートル以内

は
工
作
物
を
利
用
す
る
も
の

			(2) 集合型は1の氏名、名称、店名若しくは商標につき0.25平方メートル以内										
	表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。 (3) 窓又は開口部に直接表示しないこと。											
	色彩	(1) 広告物の地の色及び表示面積の3分の1以上に使用する色並びに掲出物件の色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとする。(着色を施していない木材の色彩は、この限りでない。)											
		<table><tr><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>2以上9.5以下</td><td></td></tr><tr><td>10R～5Y</td><td rowspan="2">2以上7以下</td><td>4以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2以下</td></tr></table>	色相	明度	彩度	無彩色	2以上9.5以下		10R～5Y	2以上7以下	4以下	上記以外	2以下
	色相	明度	彩度										
無彩色	2以上9.5以下												
10R～5Y	2以上7以下	4以下											
上記以外		2以下											
	(2) 表示面全体で使用できる色数は、4色以下とする。												
	その他	(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (2) 壁面に直接塗装する広告物としないこと。											

突出広告

	表示個数	1営業所等につき1個										
	高さ	地上からの高さ6メートル以下										
	表示面積	1営業所等につき1.5平方メートル以内、かつ、1面0.75平方メートル以内										
	表示内容	自家用広告物等（ビル若しくは建物の名称又は店名及び社章に限る。）とする。										
	外壁面からの突出幅	1メートル以下										
	広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から2.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から4.5メートル以上										
	色彩	(1) 広告物の地の色及び表示面積の3分の1以上に使用する色並びに掲出物件の色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとする。(着色を施していない木材の色彩は、この限りでない。)										
		<table><tr><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>2以上9.5以下</td><td></td></tr><tr><td>10R～5Y</td><td rowspan="2">2以上7以下</td><td>4以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2以下</td></tr></table>	色相	明度	彩度	無彩色	2以上9.5以下		10R～5Y	2以上7以下	4以下	上記以外
色相	明度	彩度										
無彩色	2以上9.5以下											
10R～5Y	2以上7以下	4以下										
上記以外		2以下										
	(2) 表示面全体で使用できる色数は、4色以下とする。											
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。										

広
告

	野立て広告塔	表示個数	1営業所等当たり1個
	野立て広告板	高さ	地上からの高さ2メートル以下

塔 又 は 広 告 板		表示面積	(1) 1 営業所等につき総表示面積 2 平方メートル以内、 かつ、1 面につき 1 平方メートル以内 (2) 集合型は 1 の氏名、名称、店名若しくは商標につき 0.25 平方メートル以内											
		表示内容	自家用広告物等（ビル若しくは建物の名称又は店名及び 社章に限る。）とする。											
		色彩	(1) 広告物の地の色及び表示面積の 3 分の 1 以上に使用 する色並びに掲出物件の色は、マンセル値によるものと し、次の表のとおりとする。（着色を施していない木材の 色彩は、この限りでない。） <table><tr><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>2 以上 9.5 以下</td><td></td></tr><tr><td>10R～5Y</td><td rowspan="2">2 以上 7 以下</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2 以下</td></tr></table> (2) 表示面全体で使用できる色数は、4 色以下とする。	色相	明度	彩度	無彩色	2 以上 9.5 以下		10R～5Y	2 以上 7 以下	4 以下	上記以外	2 以下
		色相	明度	彩度										
		無彩色	2 以上 9.5 以下											
		10R～5Y	2 以上 7 以下	4 以下										
上記以外	2 以下													
後退距離	新道境界線から 0.3 メートル以上													
その他	(1) 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこ と。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。													
条 例 第 6 条 第 5 号 に 規 定 す る も の	広告幕	表示面積	1 営業所等につき 3 平方メートル以内											
		表示内容	自家用広告物等(店名若しくは商標に限る。)とすること。											
		広告物等 の下端まで の高さ	歩道上 地上から 3.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 5 メートル以上											
		色彩	(1) 広告物に使用できる色彩は、マンセル値によるもの とし、彩度 11 以下とすること。 (2) 広告物に使用できる色数は、有彩色を 1 色までと し、合計 3 色以内とする。（当該区域内の案内に係るもの 又は当該区域に関連するおどりその他これらに類するもの の催し等に係るものについては、この限りでない。）											
	その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (3) 綿、麻その他これらに類する布製の暖簾とすること。												
	提灯 （「提灯」とは、竹等の伸縮性 のある枠に紙等を貼り、建築物 又は工作物を利用して設置す るもので容易に取りはずすこ とができるものをいう。）	表示面積	1 営業所等につき総表示面積 1 平方メートル以内、かつ、 1 基につき 0.5 平方メートル以内											
		表示内容	自家用広告物等(店名若しくは商標に限る。)とすること。 （当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連する おどりその他これらに類するものの催し等に係るものにつ いては、この限りでない。）											
		色彩	(1) 広告物の地の色は、白又は赤色に限る。（着色を施											

			していない和紙の色彩を使用するもの並びに当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。） (2) 広告物に使用できる色数は、有彩色を1色までとし、合計3色以内とする。(当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。)
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	はり紙	表示面積	1.5平方メートル以内
		表示個数	1営業所等につきはり紙、はり札及び立看板等の合計10個以内（当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものを除く。）
		その他	(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (2) 同じ内容のものを複数掲出しないこと。
	はり札等	表示面積	1.0平方メートル以内
		表示個数	1営業所等につきはり紙、はり札及び立看板等の合計10個以内（当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものを除く。）
		その他	(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (2) 同じ内容のものを複数掲出しないこと。
	立看板等	高さ	地上からの高さ1.2メートル以下
		表示面積	1営業所等につき1.2平方メートル以内、かつ、1面0.6平方メートル以内
		大きさ	横1メートル以下
		表示個数	1営業所等につきはり紙、はり札及び立看板等の合計10個以内（ただし、当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものを除く。）
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

(イ) 東堀・西堀・古町通ゾーン

種類	基準	
全ての広告物等共通	表示又は設置禁止	(1) 非自家用広告物等(当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りではない。) (2) 可変表示式広告物(1基につき0.5平方メートルを超えないものは、この限りでない。) (3) 投影広告物(当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。)
	照明	(1) 点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明は、使

			用しないこと。(法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。) (2) ネオン照明その他これに類する照明は、使用しないこと。(1基につき0.5平方メートルを超えないものは、この限りでない。)
建築物又は工作物を利用するもの	屋上広告	表示数	1面につき1広告内容(1広告主)であること。
		高さ	15メートル以下、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下 地上からの高さ48メートル以下
		表示面積	鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの 設置する1建物につき総表示面積300平方メートル以内、かつ、1面あたり100平方メートル以内 上記以外のもの 設置する1建物につき総表示面積30平方メートル以内
		表示位置	設置する建物の壁面の端から突き出さないこと。(照明機器等を除く。)
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	壁面広告	高さ	地上からの高さ15メートル以下(自家用広告物等(ビル若しくは建物の名称又は店名及び社章に限る。))を除く。)
		表示面積	設置する壁面の面積の4分の1以内(複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。)
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	突出広告	表示個数	1壁面につき3個以内(自家用広告物等で、表示個数が別表2(2)条例第10条第2項第1号に掲げる広告物等の項の基準に適合するものを除く。)
		道路への突出幅	1メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から2.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から4.5メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
電柱又は街灯柱	巻付広告及び直接塗装広告	表示個数	柱1本につき1個
		長さ	1.5メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	地上から1.2メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	袖付広告	表示個数	柱1本につき1個

等 を 利 用 す る も の		長さ	1.5メートル以下
		突出幅	0.8メートル以下
		広告物等の 下端までの 高さ	歩道上 地上から2.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から4.5メートル以上
		掲出方向	原則として道路の外側
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
広 告 塔 又 は 広 告 板	野立て広告塔 野立て広告板	高さ	地上からの高さ6メートル以下
		表示面積	30平方メートル以内（1面15平方メートル以内）
		その他	(1) 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条 例 第 6 条 第 5 号 に 規 定 す る も の	アーチ広告	広告物等の 下端までの 高さ	歩道上 地上から3.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から5.0メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	アドバルーン	大きさ等	(1) 長さ10メートル以下、幅1.5メートル以下の布片等に表示し、主綱に十分緊結すること。 (2) 掲揚中に建築物又は工作物に接触しないものであること。
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	つり下げ広告	表示面積	4平方メートル以下
		広告物等の 下端までの 高さ	歩道上 地上から2.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から4.5メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	広告幕	大きさ	幅1.2メートル以下、長さ15メートル以下
		広告物等 の下端まで の高さ	歩道上 地上から3.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から5メートル以上
		その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	懸垂幕	大きさ	布状のものの幅1.8メートル以下、長さ20メートル以下
		表示面積	30平方メートル以内
		個数	設置する壁面につき5個以内
		その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

	はり紙	表示面積	1.5 平方メートル以内
		その他	(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (2) 同じ内容のものを複数掲出しないこと。
	はり札等	表示面積	1.0 平方メートル以内
		その他	(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (2) 同じ内容のものを複数掲出しないこと。
	広告旗	大きさ	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	立看板等	大きさ	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

- 注 1 これらの表において自家用広告物等とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等をいう。
- 2 これらの表において管理用広告物等とは、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等をいう。
- 3 これらの表において非自家用広告物等とは、自家用広告物等及び管理用広告物等以外の広告物等をいう。
- 4 これらの表において可変表示式広告物とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物をいう。
- 5 これらの表において投影広告物とは、建築物等に光で投影する方法により表示される広告物をいう。
- 6 これらの表において地の色とは、文字や図形の背景となる部分の色をいう。
- 7 これらの表に定めのない種類の広告物等に係る基準については、これらの表に定める種類の基準との均衡等を考慮して市長が別に定める。

(3) 特別区域の変更に伴う広告物の規格等の経過措置

- ア 変更後の新潟市景観計画により前号に定める規格が施行される日前に、新潟市屋外広告物条例の規定により許可を受けている広告物等の規格については、前号に定める規格にかかわらず、当該許可の期間が満了するまでの間（当該広告物等のうち改修、移転又は除却が容易でないと市長が認める広告物等の規格については、当分の間）、なお従前の例による。ただし、当該許可を受けている広告物等について同条例第4条第1項に規定する変更又は改造の許可を受けようとする場合は、この限りでない。
- イ 変更後の新潟市景観計画により前号に定める規格が施行される日前に適法に表示され、又は設置されている広告物等（アに規定するものを除く。）の規格については、前号に定める規格にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。ただし、当該広告物等の変更又は改造（同条例施行規則第8条に規定する軽微な変更又は改造を除く。）をしようとする場合は、この限りでない。

新潟市景観計画 新旧対照表（案）

変更案

新潟市景観計画

1 景観計画区域（法第 8 条第 2 項第 1 号関係）

(1) 景観計画区域

新潟市全域を景観計画区域とする。

(2) 区域の区分（略）

景観計画区域の中で、その地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を「特別区域」、特別区域以外を「一般区域」と区分する。

特別区域には、下記の 5地区を設定する。

	地区名	地区の概況
ア	二葉町 1 丁目 1 区地区	日本海や松林に隣接し、中心市街地に近接した閑静な住宅地であり、「都市景観形成地区」に指定された地区。 (面積 約 3.4ha)
イ	信濃川本川大橋下流沿岸地区	本市を代表する景観のひとつとして、将来にわたって市民共通の資産として、景観形成を図るべき地区。 (面積 約 133.7ha)
ウ	旧齋藤家別邸周辺地区	江戸時代から続く料亭、明治や大正期に建築された実業家や豪商の旧別荘といった歴史的建造物が建ち並ぶ地区。 (面積 約 1.6ha)
エ	旧小澤家住宅周辺地区	廻船問屋であった旧小澤家住宅（新潟市文化財）をはじめとする歴史的な町屋が建ち並ぶ、みなとまち新潟を象徴する景観として保全を図るべき地区。 (面積 約 0.8ha)
オ	古町花街地区	江戸時代にさかのぼる全国随一の料亭をはじめ、茶屋・置屋などの歴史的な花街建築が集中し、新潟の芸妓文化と伝統的な花街を象徴する景観として保存を図るべき地区。 (面積 約 5.3ha)

「特別区域は、計画図表示のとおり。」

現行

新潟市景観計画

1 景観計画区域（法第 8 条第 2 項第 1 号関係）

(1) 景観計画区域

新潟市全域を景観計画区域とする。

(2) 区域の区分（略）

景観計画区域の中で、その地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を「特別区域」、特別区域以外を「一般区域」と区分する。

特別区域には、下記の 4地区を設定する。

	地区名	地区の概況
ア	二葉町 1 丁目 1 区地区	日本海や松林に隣接し、中心市街地に近接した閑静な住宅地であり、「都市景観形成地区」に指定された地区。 (面積 約 3.4ha)
イ	信濃川本川大橋下流沿岸地区	本市を代表する景観のひとつとして、将来にわたって市民共通の資産として、景観形成を図るべき地区。 (面積 約 133.7ha)
ウ	旧齋藤家別邸周辺地区	江戸時代から続く料亭、明治や大正期に建築された実業家や豪商の旧別荘といった歴史的建造物が建ち並ぶ地区。 (面積 約 1.6ha)
エ	旧小澤家住宅周辺地区	廻船問屋であった旧小澤家住宅（新潟市文化財）をはじめとする歴史的な町屋が建ち並ぶ、みなとまち新潟を象徴する景観として保全を図るべき地区。 (面積 約 0.8ha)

「特別区域は、計画図表示のとおり。」

2 良好な景観の形成に関する方針(法第8条第3項関係)

- (1) 基本理念 (略)
- (2) 基本目標 (略)
- (3) 実現に向けての基本姿勢 (略)
- (4) 基本方針 (略)

(5) 特別区域の方針

- ア 二葉町1丁目1区地区 (略)
- イ 信濃川本川大橋下流沿岸地区 (略)
- ウ 旧齋藤家別邸周辺地区 (略)
- エ 旧小澤家住宅周辺地区 (略)

オ 古町花街地区

- (ア) まちなみを構成する歴史的建造物の保全を図り、全国随一の料亭中心の伝統的花街として歴史的な風情を感じる景観づくりを進める。
- (イ) 新道沿いの空間は、細街路に建物が建ち並ぶ景観を保全し、芸妓に似合う、和の風情を基調とした景観づくりを進める。
- (ウ) 東堀・西堀・古町通沿いの空間は、花街の趣きを感じつつ、活気ある景観づくりを進める。
- (エ) 歴史的建造物は、歴史的な価値を尊重した修理・復原を図り、歴史的建造物以外の建造物は、地区の特性を踏まえた修景を図ることで、オーセンティシティを重視した景観づくりを進める。
- (オ) 道路空間においては、歴史的なまちなみと調和した素材を用いるなど、質の高い景観づくりを進める。

3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第2号関係)

- (1) 一般区域 (略)
- (2) 特別区域

- ア 二葉町1丁目1区地区 (略)

2 良好な景観の形成に関する方針(法第8条第3項関係)

- (1) 基本理念 (略)
- (2) 基本目標 (略)
- (3) 実現に向けての基本姿勢 (略)
- (4) 基本方針 (略)

(5) 特別区域の方針

- ア 二葉町1丁目1区地区 (略)
- イ 信濃川本川大橋下流沿岸地区 (略)
- ウ 旧齋藤家別邸周辺地区 (略)
- エ 旧小澤家住宅周辺地区 (略)

3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第2号関係)

- (1) 一般区域 (略)
- (2) 特別区域

- ア 二葉町1丁目1区地区 (略)

イ 信濃川本川大橋下流沿岸地区（略）		イ 信濃川本川大橋下流沿岸地区（略）	
ウ 旧齋藤家別邸周辺地区（略）		ウ 旧齋藤家別邸周辺地区（略）	
エ 旧小澤家住宅周辺地区（略）		エ 旧小澤家住宅周辺地区（略）	
<u>オ 古町花街地区</u>			
<u>届出対象行為（新道ゾーン）</u>			
(ア) <u>建築物の新築、増築、改築又は移転</u>			
(イ) <u>建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</u> <u>ただし、当該変更部分が特定屋内広告物のみに係るものを除く</u>			
(ウ) <u>工作物の新設、増築、改築又は移転</u>			
(エ) <u>工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</u>			
(オ) <u>道路から見える木竹の植栽又は伐採</u>			
<u>届出対象行為（東堀・西堀・古町通ゾーン）</u>			
(ア) <u>建築物の新築、増築、改築又は移転</u>			
(イ) <u>建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</u> <u>ただし、当該変更部分の面積の合計が10平方メートル未満のものを除く</u>			
(ウ) <u>工作物の新設、増築、改築又は移転</u>			
(エ) <u>工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</u> <u>ただし、当該変更部分の面積の合計が10平方メートル未満のものを除く</u>			
(オ) <u>道路から見える木竹の植栽又は伐採</u>			
<u>景観形成基準（新道ゾーン）</u>			
<u>対象事項</u>		<u>景観形成基準(行為制限)</u>	
<u>建</u> <u>築</u> <u>物</u>	<u>高さ</u>	○市道中央3－80号線の道路中心線より南側の敷地は、敷地地盤面から40メートル以下、市道中央3－80号線の道路中心線から北側の敷地は、敷地地盤面から30メートル以下とすること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築又は改築については、既存の高さを超えないこと。 ●新道に面する部分は、2階建てを中心としたまちなみの連続性を維持するため、2階建てとするよう努めること。	
	<u>配置</u>	○歴史的建築物の壁面の位置は、既存の位置を維持すること。ただし、建築当初の外観を尊重して復原するために位置を変更する場合は、この限りではない。 ●歴史的建築物以外の新道ゾーンの3階以上の壁面は、2階以下の壁面より1.8メートル以上後退すること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築又は改築については、既存の壁面の位置を超えないこと。 ●歴史的建築物以外の新道ゾーンの2階以下の壁面は、周辺との壁面の連続性を維持するため、新道の道路境界に近接させるよう努めること。ただし、やむを	

	形態意匠及び色彩	得ず後退する場合は、新道の道路境界から３メートル以内の後退を標準とし、新道の道路境界に近接させて門、塀又は庭を設置するなど、周辺との壁面の連続性を維持するよう努めること。									
		○歴史的建築物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。 ○歴史的建築物以外の建築物は、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的建築物で用いられる意匠の安易な模倣は避けること。 ○歴史的建築物の外壁は、古町花街建築の特徴である縦羽目板張りなど、建築当初に使用されていた素材や工法による維持や復原を基本とすること。 ○歴史的建築物の軒及び庇は、古町花街建築の特徴である軒裏及び庇裏の垂木表しなど、建築当初に使用されている素材や工法による維持や復原を基本とすること。 ○歴史的建築物の屋根形状は、建築当初の形状を維持し、又はその形状が改変されている場合は復原を基本とすること。歴史的建築物以外の屋根形状は、二方向以上に流れる勾配屋根とするよう努めること。 ○歴史的建築物の細部意匠は、古町花街建築の特徴である曲面上裏、透かし彫りの欄間細工、開口部の目隠し板や格子など、建築当初に使用された意匠の維持や復原を基本とすること。 ○木材、漆くい、石、日本瓦その他の当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた自然素材等を積極的に用いるよう努めること。自然素材等を使用しない場合は、過度な光沢のないものとする。 ●新道側に表側を見せること。 ●新道ゾーンの建具は木製を基本とし、アルミその他の素材を用いる場合には縦棧又は格子をつけるよう努めること。 ●新道ゾーンでは、シャッターを使用しないよう努めること。 ●新道ゾーンの外壁の基調色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td><td>2 以上 8.5 以下</td><td>二</td></tr> <tr> <td>10R ～ 5 Y</td><td rowspan="2">2 以上 7 以下</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>2 以下</td></tr> </tbody> </table> ●新道ゾーンの外壁の強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を２階以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する外壁面の２階以下の部分の面積の２０分の１以下とすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使	色相	明度	彩度	無彩色	2 以上 8.5 以下	二	10R ～ 5 Y	2 以上 7 以下	4 以下
色相	明度	彩度									
無彩色	2 以上 8.5 以下	二									
10R ～ 5 Y	2 以上 7 以下	4 以下									
上記以外		2 以下									

		用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。 ○外部に面する建具の色彩は、茶系、黒褐色系又はグレー系（シルバーを除く）を基本とすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩は、この限りではない。 ○勾配屋根や庇の色彩は、黒又はグレー系を基本とし、銅板の場合は、素材色又は緑青色とすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩は、この限りではない。 ○色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ）の対比が強くないよう努めること。	
	特定屋内広告物	●新道ゾーンの特定屋内広告物は、建築物の1階以下の部分にあつては、住所又は1つの事業所、営業所若しくは作業場（以下、「1営業所等」という。）につき、総表示面積を1平方メートル以内とすることとし、建築物の2階以上の部分にあつては、表示しないものとすること。 ●新道ゾーンでは、可変表示式広告物を表示又は設置しないこと。 ●新道ゾーンでは、ネオン照明その他これに類する照明を使用しないこと。 ○点滅・回転する照明及び輝度に変化する照明を使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。	
	建築設備等	○室外機、屋外配管及び太陽光発電設備その他の建築設備並びに屋外階段は、道路から見える位置に設置しないよう努めること。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合は、歴史的なまちなみと調和した色彩、目隠しその他の意匠により修景するよう努めること。 ○架空の不要な電線類は撤去するよう努めること。 ○照明の色温度は、3,000ケルビン以下を基本とすること。 ○点滅・回転する照明及び輝度に変化する照明は、使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りではない。 ○建築物や植栽のライトアップ、行灯・提灯などの明かりの工夫などにより、明るすぎず暗すぎることのない、風情ある夜間景観の創出に努めること。 ○照明器具や光源が見えない工夫及び間接光や拡散光による柔らかない灯りによる演出の工夫に努めること。	
	外構	○歴史的建築物に門、塀又は庭等がある場合は、維持や復原するよう努めること。 ●新道ゾーンに屋外駐車スペースを設ける場合は、新道の道路境界沿いに門又は塀等を設置し、周囲との壁面の連続性を維持するよう努めること。 ●新道ゾーンの外構舗装は、新道の石畳と調和する色彩や素材の使用に努めること。	
工	形態意匠及び	○歴史的工物物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。	

物	色彩	○歴史的工物以外の工物は、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。 ただし、歴史的工物で用いられる意匠の安易な模倣は、避けること。 ○アンテナや通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くし、道路から見えにくい位置に設置すること。 ●新道ゾーンでゴミ庫及び自動販売機を設置する場合は、道路から見えにくい位置に設置するか、歴史的なまちなみと調和した色彩、目隠しその他の意匠により修景すること。 ●新道ゾーンの駐車場には、新道の道路境界沿いに門又は塀等を設置し、周囲との壁面の連続性を維持するよう努めること。 ●新道ゾーンの基調色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、歴史的工物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。 <table><tr><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>2 以上 8.5 以下</td><td>二</td></tr><tr><td>10R ～ 5 Y</td><td rowspan="2">2 以上 7 以下</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2 以下</td></tr></table> ●新道ゾーンの強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を7メートル以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する7メートル以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、歴史的工物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。	色相	明度	彩度	無彩色	2 以上 8.5 以下	二	10R ～ 5 Y	2 以上 7 以下	4 以下	上記以外	2 以下
	色相	明度	彩度										
無彩色	2 以上 8.5 以下	二											
10R ～ 5 Y	2 以上 7 以下	4 以下											
上記以外		2 以下											
	木竹	○既存の植栽は、適切に維持管理すること。 ●新道ゾーンの樹木を伐採しないよう努めること。 ●新道ゾーンに植樹する場合は、当該区域内の歴史的建築物の前庭に用いられている樹種を選定するよう努めること。											

備考

○は新道ゾーン及び東堀・西堀・古町通ゾーン共通の基準、●はそれぞれのゾーンごとの基準を示す。

注1

新道とは、市道中央3－81号線のうち市道西大畑町秣川岸通線と直交するまでの北側の区間及び市道中央3－82号線をいう。

2

歴史的建築物とは、建築基準法施行の際、現に存する建築物をいう。

3

歴史的工物とは、建築基準法施行の際、現に存する工物をいう。

4

特定屋内広告物とは、次に掲げるものをいう。

(1)

建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。）に設けられたガラスその他これらに類するものの内側の面（以下、「屋内面」という。）に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等

- (2) 建築物の内側において表示するもののうち、専ら屋外の公衆に表示する目的をもって、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等
- 5 可変表示式広告物とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物をいう。

景観形成基準（東堀・西堀・古町通ゾーン）

対象事項		景観形成基準(行為制限)							
建築物	高さ	○市道中央３－８０号線の道路中心線より南側の敷地は、敷地地盤面から４０メートル以下、市道中央３－８０号線の道路中心線から北側の敷地は、敷地地盤面から３０メートル以下とすること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築又は改築については、既存の高さを超えないこと。							
	配置	○歴史的建築物の壁面の位置は、既存の位置を維持すること。ただし、建築当初の外観を尊重して復原するために位置を変更する場合は、この限りではない。							
	形態意匠及び色彩	○歴史的建築物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。 ○歴史的建築物以外の建築物は、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的建築物で用いられる意匠の安易な模倣は避けること。 ○歴史的建築物の外壁は、古町花街建築の特徴である縦羽目板張りなど、建築当初に使用された素材や工法による維持や復原を基本とすること。 ○歴史的建築物の軒及び庇は、古町花街建築の特徴である軒裏及び庇裏の垂木表しなど、建築当初に使用されている素材や工法による維持や復原を基本とすること。 ○歴史的建築物の屋根形状は、建築当初の形状を維持し、又はその形状が改変されている場合は復原を基本とすること。歴史的建築物以外の屋根形状は、二方向以上に流れる勾配屋根とするよう努めること。 ○歴史的建築物の細部意匠は、古町花街建築の特徴である曲面上裏、透かし彫りの欄間細工、開口部の目隠し板や格子など、建築当初に使用された意匠の維持や復原を基本とすること。 ○木材、漆くい、石、日本瓦その他の当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた自然素材等を積極的に用いるよう努めること。自然素材等を使用しない場合は、過度な光沢のないものとする。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンの外壁の基調色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td><td rowspan="2">2以上 8.5以下</td><td>二</td></tr> <tr> <td>10R～5Y</td><td>4以下</td></tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色	2以上 8.5以下	二	10R～5Y
色相	明度	彩度							
無彩色	2以上 8.5以下	二							
10R～5Y		4以下							

		上記以外 2 以下	
		●東堀・西堀・古町通ゾーンの外壁の強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を2階以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する外壁面の2階以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くい色彩は、この限りではない。 ○外部に面する建具の色彩は、茶系、黒褐色系又はグレー系（シルバーを除く）を基本とすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩は、この限りではない。 ○勾配屋根や庇の色彩は、黒又はグレー系を基本とし、銅板の場合は、素材色又は緑青色とすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩は、この限りではない。 ○色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ）の対比が強くないよう努めること。	
	特定屋内広告物	●東堀・西堀・古町通ゾーンの特定屋内広告物は、地上からの高さ15メートル以下の部分にあっては、一の開口部の面積に対する当該開口部における1営業所等あたりの表示面積の合計の割合を4分の1以内とすることとし、地上からの高さ15メートルを超える部分にあっては、表示しないものとする。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンでは、可変表示式広告物を表示又は設置しないこと。ただし、1基につき0.5平方メートルを超えないものは、この限りでない。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンでは、ネオン照明その他これに類する照明を使用しないこと。ただし、1基につき0.5平方メートルを超えないものは、この限りでない。 ○点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明を使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。	
	建築設備等	○室外機、屋外配管及び太陽光発電設備その他の建築設備並びに屋外階段は、道路から見える位置に設置しないよう努めること。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、歴史的なまちなみと調和した色彩、目隠しその他の意匠により修景するよう努めること。 ○架空の不要な電線類は撤去するよう努めること。 ○照明の色温度は、3,000ケルビン以下を基本とすること。 ○点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明は、使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りではない。 ○建築物や植栽のライトアップ、行灯・提灯などの明かりの工夫などにより、明るすぎず暗すぎることのない、風情ある夜間景観の創出に努めること。	

		○照明器具や光源が見えない工夫及び間接光や拡散光による柔らかない灯りによる演出の工夫に努めること。												
	外構	○歴史的建築物に門、塀又は庭等がある場合は、維持や復原するよう努めること。												
工 作 物	形態意匠及び色彩	○歴史的工作物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。 ○歴史的 work 物以外の work 物は、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的 work 物で用いられる意匠の安易な模倣は、避けること。 ○アンテナや通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くし、道路から見えにくい位置に設置すること。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンの基調色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、歴史的 work 物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。 <table border="1"> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> <tr> <td>無彩色</td><td></td><td>二</td></tr> <tr> <td>10R～5Y</td><td>2以上8.5以下</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td></td><td>2以下</td></tr> </table> ●東堀・西堀・古町通ゾーンの強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を7メートル以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する7メートル以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、歴史的 work 物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。	色相	明度	彩度	無彩色		二	10R～5Y	2以上8.5以下	4以下	上記以外		2以下
色相	明度	彩度												
無彩色		二												
10R～5Y	2以上8.5以下	4以下												
上記以外		2以下												
	木竹	○既存の植栽は、適切に維持管理すること。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンでは、地域にあった樹木などにより四季の演出を考慮した植栽に努めること。												
備考 ○は新道ゾーン及び東堀・西堀・古町通ゾーン共通の基準、●はそれぞれのゾーンごとの基準を示す。														
注1 歴史的建築物とは、建築基準法施行の際、現に存する建築物をいう。														
2 歴史的 work 物とは、建築基準法施行の際、現に存する work 物をいう。														
3 特定屋内広告物とは、次に掲げるものをいう。														
(1) 屋内面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等														
(2) 建築物の内側において表示するもののうち、専ら屋外の公衆に表示する目的をもって、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等														
4 可変表示式広告物とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物をいう。														

(3) 適用除外 (略)

4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針(法第8条第2項第3号関係)

(略)

5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項(法第8条第2項第4号イ関係)

屋外広告物を設置する場合は、掲出方法、掲出数、意匠、形状、高さ、面積、色彩に配慮し、設置する建築物や周辺のまちなみと調和したものとし、新潟市屋外広告物条例(平成7年条例第59号)第6条の規定に基づく規格は、下記のとおりとする。

(1) 一般区域

新潟市屋外広告物条例施行規則(平成8年規則第17号)別表第1のとおりとする。

(2) 特別区域

イ 信濃川沿岸地区(万代シテイ広告物活用地区を除く。) 令和6年4月1日施行

種類		基準
建築物又は工作物を利用するもの	屋上広告 (「屋上広告」とは、建築物の屋上に固定して設置するものをいう。)	表示数 <u>1面につき1広告内容(1広告主)であること。</u>
		高さ <u>地上からの高さ10メートル以下</u>
		表示面積 <u>鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの</u> <u>設置する1建物につき総表示面積300平方メートル以内、かつ、1面あたり100平方メートル以内</u> <u>上記以外のもの</u> <u>設置する1建物につき総表示面積30平方メートル以内</u>
		表示位置 <u>設置する建物の壁面の端から突き出さないこと。(照明機器等を除く。)</u>
		その他 <u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
	壁面広告 (「壁面広告」とは、建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの(外壁面から突き出すものを除く。)及び外壁面に固定して設置された堅牢な枠組(懸垂装置等を除く。)を利	高さ <u>地上からの高さ10メートル以下(自家用広告物等(ビル又は建物の名称及び社章等に限る。))を除く。)</u>
		表示面積 <u>設置する壁面の面積の4分の1以内(複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。)</u>
		表示位置 <u>(1) 壁面の端から突き出さないものであること。</u> <u>(2) 窓又は開口部をふさがないものであること。</u>
		その他 <u>(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u> <u>(2) 地上からの高さ10メートルを超える場合は、切り文字又は箱文字とすること。</u>

(3) 適用除外 (略)

4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針(法第8条第2項第3号関係)

(略)

5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項(法第8条第2項第4号イ関係)

屋外広告物を設置する場合は、掲出方法、掲出数、意匠、形状、高さ、面積、色彩に配慮し、設置する建築物や周辺のまちなみと調和したものとする。併せて、下記の特別区域については、その地域特性に合わせた配慮を行うものとする。

	地区名	配慮事項
イ	<u>信濃川本川大橋下流沿岸地区</u>	<u>信濃川本川大橋下流沿岸地区(万代シテイ広告物活用地区は除く。)</u> においては、萬代橋を活かし、開放感のある景観となるよう、以下の事項に配慮すること。 ●屋上広告は以下のとおりとする。 【高さ】地上からの高さ10メートル以下 ●壁面広告は以下のとおりとする。 【高さ】地上からの高さ10メートル以下(自家用広告物等(ビル又は建物の名称及び社章等に限る。))を除く。) 【その他】地上からの高さ10メートルを超える場合は、切り文字又は箱文字とすること。 地上からの高さ10メートルを超える場合で照明設備を設ける場合は、バックライト式又は箱文字内照式とすること。 ●突出広告は以下のとおりとする。 【高さ】地上からの高さ10メートル以下 ●野立て広告塔・野立て広告板は以下のとおりとする。 【高さ】地上からの高さ10メートル以下
ウ	<u>旧齋藤家別邸周辺地区</u>	<u>歴史的まちなみのイメージに調和するよう以下の事項に配慮すること。</u> ●非自家用広告は設置しないこと。 ●デジタルサイネージや光源が点滅する電光掲示板等は

	用して表示する布状のものをいう。) 突出広告 (「突出広告」とは、建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの(外壁面から突き出すものに限る。)をいう。)	表示個数 高さ 道路への突出幅 広告物等 の下端ま での高さ その他	(3) 地上からの高さ10メートルを超える場合で照明設備を設ける場合は、バックライト式又は箱文字内照式とすること。 1壁面につき3個以内(自家用広告物等で、表示個数が新潟市屋外広告物条例施行規則別表第2(2)条例第10条第2項第1号に掲げる広告物等の項の基準に適合するものを除く。) 地上からの高さ10メートル以下 1メートル以下 歩道上 地上から2.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から4.5メートル以上 けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。			設置しないこと。 ● 広告物の色彩は、マンセル値によるものとし、歴史的なまちなみと調和するよう、無彩色(明度1から9.5まで)又は低彩度の茶系色(色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10YRまで、彩度4以下、明度1から8まで)とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材(石、木、土、ガラス等)本来の色彩は、この限りではない。 ● 屋外広告物の上端は高さ5メートル以下とすること。 ● 建築物又は工作物を利用する屋上広告は設置しないこと。ただし、本屋の外壁に接して設けられた片流れの屋根についてはこの限りでない。 ● 建築物又は工作物を利用する突出広告は設置しないこと。 ● 電柱又は街灯柱等を利用する巻付広告及び直接塗装広告、袖付広告は設置しないこと。 ● 野立て広告塔、野立て広告板は、総表示面積を1.6平方メートル以内、かつ1面0.5平方メートル以内とすること。 ● アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、広告幕、懸垂幕、はり紙、はり札等は設置しないこと。
電柱又は街灯柱等を利用するもの	巻付広告及び直接塗装広告 (「巻付広告」又は「直接塗装広告」とは、電柱、街灯柱、電話柱その他これらに類するものを利用してこれらに巻き付け、又は直接塗装するものをいう。)	表示個数 長さ 広告物等 の下端ま での高さ その他	柱1本につき1個 1.5メートル以下 地上から1.2メートル以上 けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。			歴史的なまちなみに調和するよう以下の事項に配慮すること。 ● 非自家用広告物は設置しないこと。ただし、当該区域内の催しに関わるものは除く。 ● デジタルサイネージや光源が点滅する電光掲示板等は設置しないこと。 ● 屋上広告、突出広告、巻付広告及び直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、懸垂幕は設置しないこと。 ● 1営業所等につき、総表示面積を10平方メートル以内とすること。 ● 壁面広告は以下の通りとする。
広告塔又は広告板	野立て広告塔 野立て広告板 (「野立て広告塔」とは、	(1) 自家用広告物等で別表第2(2)条例第10条第2項第1号に掲げる広告物 表示面積 その他	高さ 表示面積 その他	地上からの高さ10メートル以下 30平方メートル以内 (複数の営業所等の広告物を一の広告物として設置する場合にあっては、60平方メートル以内、かつ、1面30平方メートル以内) 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。	旧小澤家住宅周辺地区	【高 さ】地上からの高さ4.5メートル以下(自家用広告物等(ビル又は建物の名称及び社章等に限る。)を除く。) 【表示面積】3平方メートル以内 【色 彩】マンセル値によるものとし、無彩色(明度2から9.5まで)又は茶系色(色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10YRま

板	は、支柱が土地に定着するもので柱状又は塔状のものをいう。)	等)のに掲げるもの以外のもの		イ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。			で、彩度4以下、明度2から6まで)とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材(石、木、土等)本来の色彩は、この限りではない。
	「野立て広告板」とは、支柱が土地に定着するもので柱状又は塔状以外のものをいう。)	(2) 特定の施設の位置又は所在を表示し、又は案内することを目的とするもの	表示個数	住所又は1つの事業所、営業所若しくは作業場(以下「1営業所等」という。)につき2個以内			【その他】建築物の壁面に直接塗装する広告物としな
			表示面積	1個当たり2平方メートル以内(複数の営業所等が共同で設置する広告物等にあつては、1営業所等当たり2平方メートル以内で、かつ、総表示面積10平方メートル以内)			いこと。
			高さ	地上から3メートル以下			●野立て広告塔・野立て広告板は以下の通りとする。
条 例 第 6 条 第 5 号 に 規 定 す る の	アーチ広告		その他	ア 表示の内容は、誘導及び案内のために必要な文言又は図表に限ること。			【高さ】地上からの高さ2メートル以下
	(「アーチ広告」とは、堅牢な材料を使用して作成され、道路を横断して設置されるものをいう。)			イ 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。			【表示面積】1平方メートル以内
				ウ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。			【色 彩】マンセル値によるものとし、無彩色(明度2
							から9.5まで)又は茶系色(色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10YRまで、彩度4以下、明度2から6まで)とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材(石、木、土等)本来の色彩は、この限りではない。
条 例 第 6 条 第 5 号 に 規 定 す る の	アドバルーン		高さ	地上からの高さ6メートル以下			●広告幕は以下の通りとする。
	(「アドバルーン」とは、気球を利用して表示するものをいう。)		表示面積	30平方メートル以内			【大 き さ】幅3メートル以下、長さ3メートル以下
			その他	ア 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。			
				イ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。			
条 例 第 6 条 第 5 号 に 規 定 す る の	つり下げ広告		広告物等	歩道上			
	(「つり下げ広告」とは、アーケード類に固定して設置するものをいう。)		の下端までの高さ	地上から3.5メートル以上			
				車道上及び歩車道の区分のない道路上			
				地上から5.0メートル以上			
条 例 第 6 条 第 5 号 に 規 定 す る の	広告幕		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。			
	(「広告幕」とは、布状のものをさお、ひも等		大きさ等	(1) 長さ10メートル以下、幅1.5メートル以下の布片等に表示し、主綱に十分緊結すること。			
				(2) 掲揚中に建築物又は工作物に接触しないものであること。			
			その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。			
条 例 第 6 条 第 5 号 に 規 定 す る の	つり下げ広告		表示面積	4平方メートル以下			
	(「つり下げ広告」とは、アーケード類に固定して設置するものをいう。)		広告物等	歩道上			
			の下端までの高さ	地上から2.5メートル以上			
				車道上及び歩車道の区分のない道路上			
条 例 第 6 条 第 5 号 に 規 定 す る の				地上から4.5メートル以上			
			その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。			
	広告幕		大きさ	幅1.2メートル以下、長さ15メートル以下			
	(「広告幕」とは、布状のものをさお、ひも等		広告物等	歩道上			
条 例 第 6 条 第 5 号 に 規 定 す る の			の下端ま	地上から3.5メートル以上			

に掛け、建築物又は工作物を利用して設置するもので容易に取りはずすことができるもの（壁面広告及び懸垂幕並びに野立て広告塔又は野立て広告板の一部として表示するものを除く。）をいう。）	での高さ	<u>車道上及び歩車道の区分のない道路上</u> <u>地上から 5 メートル以上</u>
	その他	(1) <u>外周に風圧に耐える措置が施されていること。</u> (2) <u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
懸垂幕 （「懸垂幕」とは、布状のものを建築物又は工作物の外壁面に固定された懸垂装置等を利用して設置するものをいう。）	大きさ	<u>布状のものの幅 1.8 メートル以下、長さ 20 メートル以下</u>
	表示面積	<u>30 平方メートル以内</u>
	個数	<u>設置する壁面につき 5 個以内</u>
	その他	(1) <u>外周に風圧に耐える措置が施されていること。</u> (2) <u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
はり紙 （「はり紙」とは、紙製のものその他これに類するもので建築物その他の工作物等にはり付けるものをいう。）	表示面積	<u>1.5 平方メートル以内</u>
	その他	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
はり札等 （「はり札等」とは、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。）	表示面積	<u>1.0 平方メートル以内</u>
	その他	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
広告旗 （「広告旗」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。）	大きさ	<u>縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下</u>
	その他	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
立看板等	大きさ	<u>縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下</u>

<u>（「立看板等」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。）</u>	<u>その他</u>	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
---	------------	-----------------------------

ウ 旧齋藤家別邸周辺地区 平成 28 年 1 月 1 日施行

<u>種類</u>		<u>基準</u>
<u>全ての広告物等共通</u>	<u>表示又は設置禁止</u>	<u>(1) 非自家用広告物等</u> <u>(2) 可変表示式広告物</u> <u>(3) 突出広告、巻付広告、直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、広告幕、懸垂幕、はり紙及びはり札等</u>
	<u>色彩</u>	<u>広告物の色彩は、マンセル値によるものとし、歴史的なまちなみと調和するよう、無彩色（明度 1 から 9.5 ま</u> <u>で）又は低彩度の茶系色（色相 2.5Y から 5Y まで又は 2.5Y R から 10Y R まで、彩度 4 以下、明度 1 から 8 ま</u> <u>で）とする。（表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土、ガラス等）本来の色彩は、この限りではない。）</u>
	<u>高さ</u>	<u>地上からの高さ 5 メートル以下</u>
<u>建築物又は工作物を利用するもの</u>	<u>屋上広告</u>	<u>表示数</u> <u>1 面につき 1 広告内容（1 広告主）であること。</u> <u>表示面積</u> <u>鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの</u> <u>設置する 1 建物につき総表示面積 300 平方メートル以内、かつ、1 面あたり 100 平方メートル以内</u> <u>上記以外のもの</u> <u>設置する 1 建物につき総表示面積 30 平方メートル以内</u>
		<u>表示位置</u> <u>(1) 本屋の外壁に接して設けられた片流れの屋根に設置すること。</u> <u>(2) 設置する建物の壁面の端から突き出さないこと。（照明機器等を除く。）</u>
		<u>その他</u> <u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
	<u>壁面広告</u>	<u>表示面積</u> <u>設置する壁面の面積の 4 分の 1 以内（複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。）</u>

		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
広告塔又は広告板	野立て広告塔 野立て広告板	表示面積	総表示面積 1.6 平方メートル以内、かつ、1 面 0.5 平方メートル以内
		その他	(1) 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条例第 6 条第 5 号に規定するもの	広告旗	大きさ	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	立看板等	大きさ	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

エ 旧小澤家住宅周辺地区 令和 2 年 11 月 1 日施行

種類		基準	
全ての広告物等共通		表示又は設置禁止	(1) 非自家用広告物等（当該区域内の催しに関わるものは除く。） (2) 可変表示式広告物 (3) 屋上広告、突出広告、巻付広告、直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告及び懸垂幕
		表示面積	1 営業所等につき、総表示面積を 10 平方メートル以内とすること。
建築物又は工作物を利用するもの	壁面広告	高さ	地上からの高さ 4.5 メートル以下（自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。）
		表示面積	3 平方メートル以内
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。
		色彩	マンセル値によるものとし、無彩色（明度 2 から 9.5 まで）又は茶系色（色相 2.5Y から 5Y まで又は 2.5Y R から 10Y R まで、彩度 4 以下、明度 2 から 6 まで）とする。（表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。）
		その他	(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (2) 建築物の壁面に直接塗装する広告物としないこと。
広告塔又は広告板	野立て広告塔 野立て広告板	高さ	地上からの高さ 2 メートル以下
		表示面積	1 平方メートル以内

		色彩	マンセル値によるものとし、無彩色（明度 2 から 9.5 まで）又は茶系色（色相 2.5Y から 5Y まで又は 2.5Y R から 10Y R まで、彩度 4 以下、明度 2 から 6 まで）とする。（表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。）
		その他	(1) 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条例第 6 条第 5 号に規定するもの	広告幕	大きさ	幅 3 メートル以下、長さ 3 メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から 3.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 5 メートル以上
		その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
		表示面積	1.5 平方メートル以内
	はり紙	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
		表示面積	1.0 平方メートル以内
	はり札等	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
		表示面積	1.0 平方メートル以内
	広告旗	大きさ	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	立看板等	大きさ	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

オ 古町花街地区 令和〇年〇月〇日施行
(ア) 新道ゾーン

種類	基準
全ての広告物等共通	表示又は設置禁止 (1) 非自家用広告物等（当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りではない。） (2) 可変表示式広告物 (3) 投影広告物（当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。） (4) 広告物を表示していない掲出物件（広告幕及び広告幕については、この限りでない。） (5) 道路の路面に表示する広告物等（法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公

			衆の安全を図るために必要のものはこの限りではない。) (6) 屋上広告、巻付広告、直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、懸垂幕及び<u>広告旗</u>		
		表示個数	自己の氏名、名称、店名若しくは商標を複数表示する場合は、1の広告物等に集約して表示又は設置（以下「 <u>集合型</u> 」という。）とすること。		
		表示面積	1営業所等につき、総表示面積を3平方メートル以内とすること。（簡易広告物の表示面積を除く。）		
		表示内容	写真を使用しないこと。（はり紙、はり札等及び立看板等であって営業内容を示すもの又は当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。）		
		照明	(1) 点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明は、使用しないこと。（法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。） (2) ネオン照明その他これに類する照明は、使用しないこと。 (3) 照明の色温度は、3,000ケルビン以下とすること。（法令に基づくもの又は警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。）		
建築物又は工作物を利用するものの	壁面広告	高さ	地上からの高さ4メートル以下（自家用広告物等（ビル若しくは建物の名称又は店名及び社章に限る。）を除く。）		
		表示面積	(1) 1営業所等につき総表示面積1平方メートル以内、かつ、1基につき0.5平方メートル以内 (2) 集合型は1の氏名、名称、店名若しくは商標につき0.25平方メートル以内		
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。 (3) 窓又は開口部に直接表示しないこと。		
		色彩	(1) 広告物の地の色及び表示面積の3分の1以上に使用する色並びに掲出物件の色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとする。（着色を施していない木材の色彩は、この限りでない。）		
			色相	明度	彩度

			<u>無彩色</u>	<u>2 以上 9.5 以下</u>												
			<u>10 R ～ 5 Y</u>	<u>2 以上 7 以下</u>		<u>4 以下</u>										
			<u>上記以外</u>		<u>2 以下</u>											
			<u>(2) 表示面全体で使用できる色数は、4 色以下とする。</u>													
			<u>その他</u>	<u>(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u> <u>(2) 壁面に直接塗装する広告物としないこと。</u>												
	<u>突出広告</u>	<u>表示個数</u>	<u>1 営業所等につき 1 個</u>													
		<u>高さ</u>	<u>地上からの高さ 6 メートル以下</u>													
		<u>表示面積</u>	<u>1 営業所等につき 1.5 平方メートル以内、かつ、1 面 0.75 平方メートル以内</u>													
		<u>表示内容</u>	<u>自家用広告物等（ビル若しくは建物の名称又は店名及び社章に限る。）とする。</u>													
		<u>外壁面からの突出幅</u>	<u>1 メートル以下</u>													
		<u>広告物等の下端までの高さ</u>	<u>歩道上</u> <u>地上から 2.5 メートル以上</u> <u>車道上及び歩車道の区分のない道路上</u> <u>地上から 4.5 メートル以上</u>													
		<u>色彩</u>	<u>(1) 広告物の地の色及び表示面積の 3 分の 1 以上に使用する色並びに掲出物件の色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとする。（着色を施していない木材の色彩は、この限りでない。）</u> <table><tr><td><u>色相</u></td><td><u>明度</u></td><td><u>彩度</u></td></tr><tr><td><u>無彩色</u></td><td><u>2 以上 9.5 以下</u></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td><u>10 R ～ 5 Y</u></td><td><u>2 以上 7 以下</u></td></tr><tr><td><u>上記以外</u></td><td></td><td><u>4 以下</u> <u>2 以下</u></td></tr></table> <u>(2) 表示面全体で使用できる色数は、4 色以下とする。</u>			<u>色相</u>	<u>明度</u>	<u>彩度</u>	<u>無彩色</u>	<u>2 以上 9.5 以下</u>		<u>10 R ～ 5 Y</u>	<u>2 以上 7 以下</u>	<u>上記以外</u>		<u>4 以下</u> <u>2 以下</u>
		<u>色相</u>	<u>明度</u>	<u>彩度</u>												
	<u>無彩色</u>	<u>2 以上 9.5 以下</u>														
<u>10 R ～ 5 Y</u>	<u>2 以上 7 以下</u>															
<u>上記以外</u>		<u>4 以下</u> <u>2 以下</u>														
<u>その他</u>	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>															
<u>広告</u>	<u>野立て広告塔</u>	<u>表示個数</u>	<u>1 営業所等につき 1 個</u>													
	<u>野立て広告板</u>	<u>高さ</u>	<u>地上からの高さ 2 メートル以下</u>													

塔又は広告板		表示面積	(1) 1 営業所等につき総表示面積 2 平方メートル以内、かつ、1 面につき 1 平方メートル以内 (2) 集合型は 1 の氏名、名称、店名若しくは商標につき 0.25 平方メートル以内													
		表示内容	自家用広告物等（ビル若しくは建物の名称又は店名及び社章に限る。）とする。（ただし、当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。）													
		色彩	(1) 広告物の地の色及び表示面積の 3 分の 1 以上に使用する色並びに掲出物件の色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとする。（着色を施していない木材の色彩は、この限りでない。） <table><tr><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>2 以上 9.5 以下</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>10 R ～ 5 Y</td><td rowspan="2">2 以上 7 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>4 以下</td></tr><tr><td></td><td></td><td>2 以下</td></tr></table> (2) 表示面全体で使用できる色数は、4 色以下とする。	色相	明度	彩度	無彩色	2 以上 9.5 以下		10 R ～ 5 Y	2 以上 7 以下	上記以外	4 以下			2 以下
		色相	明度	彩度												
		無彩色	2 以上 9.5 以下													
10 R ～ 5 Y	2 以上 7 以下															
上記以外		4 以下														
		2 以下														
後退距離	新道境界線から 0.3 メートル以上															
その他	(1) 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。															

条例第 6 条第 5 号に規定するも	広告幕	表示面積	1 営業所等につき 3 平方メートル以内
		表示内容	自家用広告物等（店名若しくは商標に限る。）とすること。
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から 3.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 5 メートル以上
		色彩	(1) 広告物に使用できる色彩は、マンセル値によるものとし、彩度 11 以下とすること。 (2) 広告物に使用できる色数は、有彩色を 1 色までとし、合計 3 色以内とする。（当該区域内の案内に係るもの又は当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。）

の		その他	<u>(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。</u> <u>(2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u> <u>(3) 綿、麻その他これらに類する布製の暖簾とする</u> <u>こと。</u>
	提灯 <u>(「提灯」とは、竹等の伸縮性のある枠に紙等を貼り、建築物又は工作物を利用して設置するもので容易に取りはずすことができるものをいう。)</u>	表示面積	<u>1 営業所等につき総表示面積 1 平方メートル以内、かつ、1 基につき 0.5 平方メートル以内</u>
		表示内容	<u>自家用広告物等（店名若しくは商標に限る。）とすること。（当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。）</u>
		色彩	<u>(1) 広告物の地の色は、白又は赤色に限る。（着色を施していない和紙の色彩を使用するもの並びに当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。）</u> <u>(2) 広告物に使用できる色数は、有彩色を 1 色までとし、合計 3 色以内とする。（当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。）</u>
		その他	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
	はり紙	表示面積	<u>1.5 平方メートル以内</u>
		表示個数	<u>1 営業所等につきはり紙、はり札及び立看板等の合計 10 個以内（当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものを除く。）</u>
		その他	<u>(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u> <u>(2) 同じ内容のものを複数掲出しないこと。</u>
	はり札等	表示面積	<u>1.0 平方メートル以内</u>
		表示個数	<u>1 営業所等につきはり紙、はり札及び立看板等の合計 10 個以内（ただし、当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものを除く。）</u>
		その他	<u>(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u> <u>(2) 同じ内容のものを複数掲出しないこと。</u>
	立看板等	高さ	<u>地上からの高さ 1.2 メートル以下</u>
		表示面積	<u>1 営業所等当たり 1.2 平方メートル以内、かつ、1 面 0.6 平方メートル以内</u>
		大きさ	<u>横 1 メートル以下</u>
		表示個数	<u>1 営業所等につきはり紙、はり札及び立看板等の合計</u>

			10 個以内（ただし、当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものを除く。）
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

（イ）東堀・西堀・古町通ゾーン

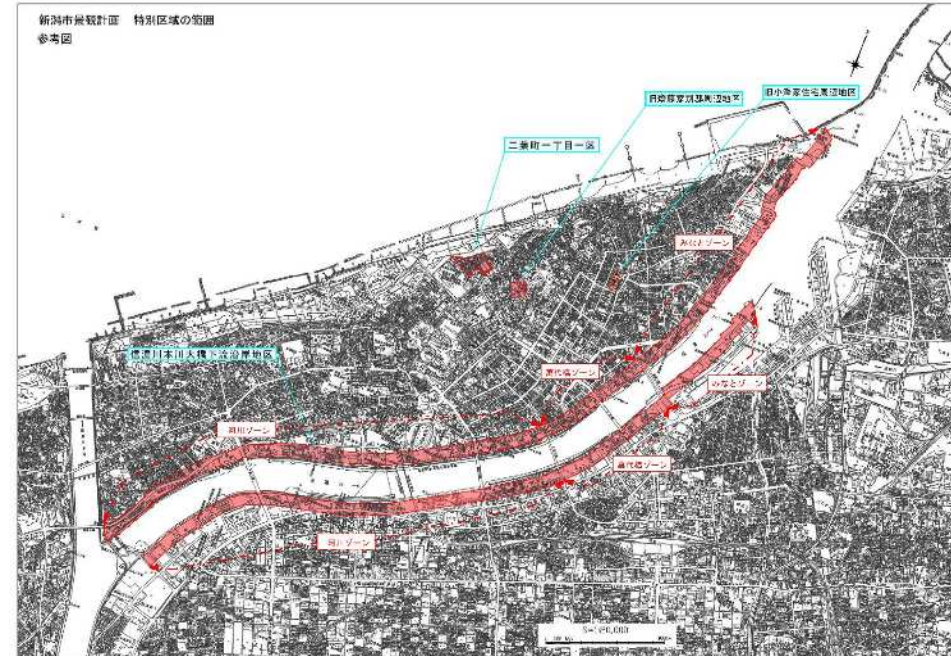
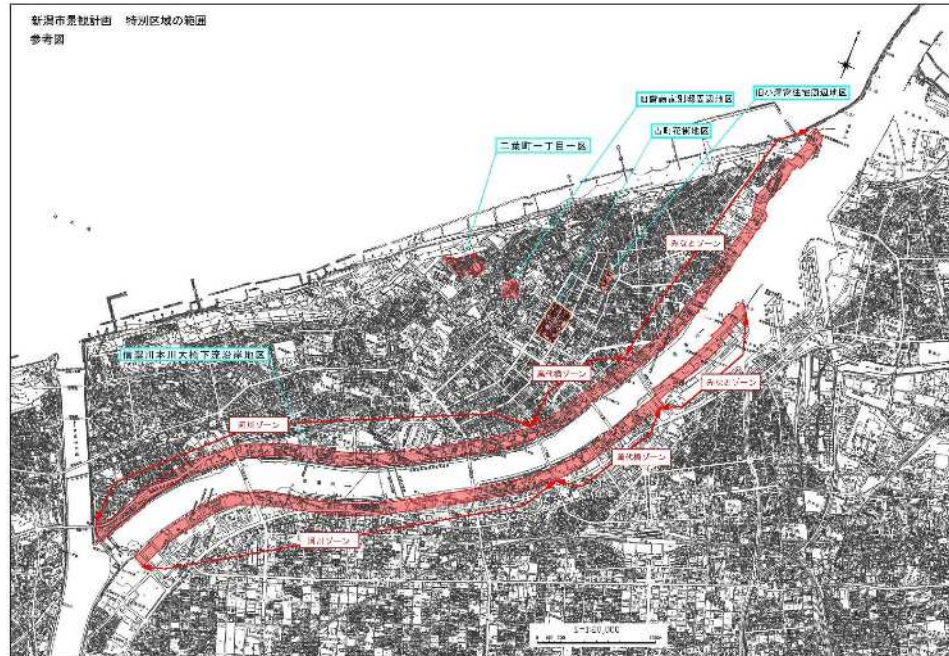
種類		基準	
全ての広告物等共通		表示又は設置禁止	(1) 非自家用広告物等（当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りではない。） (2) 可変表示式広告物（1 基につき 0.5 平方メートルを超えないものは、この限りでない。） (3) 投影広告物（当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。）
		照明	(1) 点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明は、使用しないこと。（法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。） (2) ネオン照明その他これに類する照明は、使用しないこと。（1 基につき 0.5 平方メートルを超えないものは、この限りでない。）
建築物又は工作物を利用するもの	屋上広告	表示数	1 面につき 1 広告内容（1 広告主）であること。
		高さ	15 メートル以下、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの 3 分の 2 以下 地上からの高さ 48 メートル以下
		表示面積	鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの 設置する 1 建物につき総表示面積 300 平方メートル以内、かつ、1 面あたり 100 平方メートル以内 上記以外のもの 設置する 1 建物につき総表示面積 30 平方メートル以内
		表示位置	設置する建物の壁面の端から突き出さないこと。（照明機器等を除く。）
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	壁面広告	高さ	地上からの高さ 15 メートル以下（自家用広告物等（ビル若しくは建物の名称又は店名及び社章に限る。）を除く。）

		表示面積	設置する壁面の面積の4分の1以内（複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。）
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
		突出広告	表示個数 1 壁面につき3個以内（自家用広告物等で、表示個数が別表2(2)条例第10条第2項第1号に掲げる広告物等の項の基準に適合するものを除く。）
		広告物等 の下端ま での高さ	歩道上 地上から2.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から4.5メートル以上
		道路への 突出幅	1メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
		表示個数	柱1本につき1個
		長さ	1.5メートル以下
		広告物等 の下端ま での高さ	地上から1.2メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
電 柱 又 は 街 灯 柱 等 を 利 用 す る も の	巻付広告及び直接塗装 広告	表示個数	柱1本につき1個
		長さ	1.5メートル以下
		広告物等 の下端ま での高さ	地上から1.2メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	袖付広告	表示個数	柱1本につき1個
		長さ	1.5メートル以下
		突出幅	0.8メートル以下
		広告物等 の下端ま での高さ	歩道上 地上から2.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から4.5メートル以上
		掲出方向	原則として道路の外側
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
広 告 塔 又 は 広 告 板	野立て広告塔	高さ	地上からの高さ6メートル以下
	野立て広告板	表示面積	30平方メートル以内（1面15平方メートル以内）
		その他	(1) 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条 例	アーチ広告	広告物等 の下端ま	歩道上 地上から3.5メートル以上

第 6 条 第 5 号 に 規 定 す る も の		での高さ	<u>車道上及び歩車道の区分のない道路上</u> <u>地上から 5.0 メートル以上</u>
		その他	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
	アドバルーン	大きさ等	(1) <u>長さ 10 メートル以下、幅 1.5 メートル以下の布片等に表示し、主綱に十分緊結すること。</u> (2) <u>掲揚中に建築物又は工作物に接触しないものであること。</u>
		その他	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
	つり下げ広告	表示面積	<u>4 平方メートル以下</u>
		広告物等	<u>歩道上</u>
		の下端ま	<u>地上から 2.5 メートル以上</u>
		での高さ	<u>車道上及び歩車道の区分のない道路上</u> <u>地上から 4.5 メートル以上</u>
	広告幕	その他	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
		大きさ	<u>幅 1.2 メートル以下、長さ 15 メートル以下</u>
		広告物等	<u>歩道上</u>
		の下端ま	<u>地上から 3.5 メートル以上</u>
	懸垂幕	での高さ	<u>車道上及び歩車道の区分のない道路上</u> <u>地上から 5 メートル以上</u>
		その他	(1) <u>外周に風圧に耐える措置が施されていること。</u> (2) <u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
		大きさ	<u>布状のものの幅 1.8 メートル以下、長さ 20 メートル以下</u>
		表示面積	<u>30 平方メートル以内</u>
	はり紙	個数	<u>設置する壁面につき 5 個以内</u>
		その他	(1) <u>外周に風圧に耐える措置が施されていること。</u> (2) <u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
		表示面積	<u>1.5 平方メートル以内</u>
		その他	(1) <u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u> (2) <u>同じ内容のものを複数掲出ししないこと。</u>
	はり札等	表示面積	<u>1.0 平方メートル以内</u>
		その他	(1) <u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u> (2) <u>同じ内容のものを複数掲出ししないこと。</u>
	広告旗	大きさ	<u>縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下</u>
		その他	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
	立看板等	大きさ	<u>縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下</u>
		その他	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>

注 1 これらの表において自家用広告物等とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、

<u>又は設置する広告物等をいう。</u> 2 <u>これらの表において管理用広告物等とは、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等をいう。</u> 3 <u>これらの表において非自家用広告物等とは、自家用広告物等及び管理用広告物等以外の広告物等をいう。</u> 4 <u>これらの表において可変表示式広告物とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物をいう。</u> 5 <u>これらの表において投影広告物とは、建築物等に光で投影する方法により表示される広告物をいう。</u> 6 <u>これらの表において地の色とは、文字や図形の背景となる部分の色をいう。</u> 7 <u>これらの表に定めのない種類の広告物等に係る基準については、これらの表に定める種類の基準との均衡等を考慮して市長が別に定める。</u> <u>(3) 特別区域の変更に伴う広告物の規格等の経過措置</u> <u>ア 変更後の新潟市景観計画により前号に定める規格が施行される日前に、新潟市屋外広告物条例の規定により許可を受けている広告物等の規格については、前号に定める規格にかかわらず、当該許可の期間が満了するまでの間（当該広告物等のうち改修、移転又は除却が容易でないと市長が認める広告物等の規格については、当分の間）、なお従前の例による。ただし、当該許可を受けている広告物等について同条例第4条第1項に規定する変更又は改造の許可を受けようとする場合は、この限りでない。</u> <u>イ 変更後の新潟市景観計画により前号に定める規格が施行される日前に適法に表示され、又は設置されている広告物等（アに規定するものを除く。）の規格については、前号に定める規格にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。ただし、当該広告物等の変更又は改造（同条例施行規則第8条に規定する軽微な変更又は改造を除く。）をしようとする場合は、この限りでない。</u>	
--	--



- 凡例
- 対象区域
 - 新道ゾーン
(新道の道路中心線より 20m)
 - 東堀・西堀・古町通ゾー

新潟市景観条例 一部改正（案）

1 改正の理由

古町花街地区を景観計画特別区域に設定することに伴い、新潟市景観条例の一部を改正し、景観法に基づく届出などに関する規定を定めます。

2 改正案

- （１）景観条例第 7 条第 4 項に、景観法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに定める行為のほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として、「道路から見える木竹の植栽又は伐採」を届出の要する行為として定めます。

- 4 新潟市景観計画に定める特別区域のうち旧小澤家住宅周辺地区（以下「旧小澤家住宅周辺地区」という。）及び古町花街地区における法第 16 条第 1 項第 4 号に規定する条例で定める行為は、道路から見える木竹の植栽又は伐採とする。

- (2) 景観条例第8条第4項及び第5項として、届出及び勧告等の適用除外となる行為を定めます。

4 古町花街地区の新道ゾーンにおける法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に該当しないもの
- (2) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該変更部分が特定屋内広告物のみに係るもの
- (3) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に該当しないもの
- (4) 工作物の建設等で、景観形成上支障がないと市長が認める行為
- (5) 木竹の植栽又は伐採で、景観形成上支障がないと市長が認める行為
- (6) 法第16条第1項第3号に掲げる行為

5 古町花街地区の東堀・西堀・古町通ゾーンにおける法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に該当しないもの
- (2) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該変更部分の面積の合計が10平方メートル未満のもの
- (3) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に該当しないもの
- (4) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該変更部分の面積の合計が10平方メートル未満のもの
- (5) 工作物の建設等で、景観形成上支障がないと市長が認める行為
- (6) 木竹の植栽又は伐採で、景観形成上支障がないと市長が認める行為
- (7) 法第16条第1項第3号に掲げる行為

- (3) 景観条例第9条第3項に、変更命令ができる特定届出対象行為を定めます。

3 旧齋藤家別邸周辺地区及び旧小澤家住宅周辺地区並びに古町花街地区における法第17条第1項に規定する条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転
- (2) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転
- (4) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

新潟市屋外広告物条例施行規則 一部改正（案）

1 改正の理由

古町花街地区を景観計画特別区域に設定することに伴い、新潟市屋外広告物条例施行規則の一部を改正し、自家用広告物及び管理用広告物に関する適用除外の規定を定めます。

また、景観計画特別区域の広告物等の規格を、屋外広告物条例施行規則の告示によるものから、景観計画の屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項に定めるものに変更するための規定を改正します。

2 改正案

（１）屋外広告物条例施行規則第４条を改正し、提灯の許可の期間を定めます。

（許可の期間）

第4条 条例第3条第4項に規定する許可の期間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの定めるところによる。

2 はり札等、広告旗、立看板等、広告幕、アドバルーン及び提灯 3月以内

（２）屋外広告物条例施行規則第１０条を改正し、新潟市景観計画特別区域における広告物等の規格を屋外広告物条例施行規則の告示によるものから、景観計画の屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項に定めるものに変更します。

（規格）

第10条 条例第6条に規定する規格は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、景観法（平成16年法律第110号）に基づき定められた新潟市景観計画（平成19年新潟市告示第59号）における特別区域に係る条例第6条に規定する規格は、同景観計画における屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合の条例第6条に規定する規格は、それぞれの定めによるものとする。

（１）法令又は条例若しくは規則に特別の定めがある場合

（２）市長が、公益上特別な事由があると認める規格による場合

- (3) 許可申請が必要となる表示面積を変更するため、屋外広告物条例施行規則 別表第2を改正し、古町花街地区 新道ゾーンにおける自家用広告物及び管理用広告物に関する適用除外の基準を定めます。

(適用除外)

第10条 条例第10条第1項第4号、同条第2項第1号から第3号まで、同条第3項及び同条第5項第1号に規定する基準は、別表第2のとおりとする。

別表第2 (第11条関係)

(2) 条例第10条第2項第1号に掲げる広告物等		条例第7条(禁止地域)における基準(新潟市景観計画特別区域 古町花街地区 新道ゾーンを除く)	条例第7条(禁止地域)以外における基準(新潟市景観計画特別区域 古町花街地区 新道ゾーンを除く)	<u>新潟市景観計画特別区域 古町花街地区 新道ゾーンにおける基準</u>
	表示個数(はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等(以下「簡易広告物」という。)に係るものを除く。)	1営業所等につき3個以内	1営業所等につき5個以内	<u>1営業所等につき5個以内</u>
	表示個数(簡易広告物に係るものに限る。)	1営業所等につき10個以内	1営業所等につき10個以内	<u>1営業所等につき10個以内</u>
	表示面積(簡易広告物に係るものを除く。)	合計10平方メートル以内	合計10平方メートル以内	<u>合計1平方メートル以内</u>
	道路への突出幅	1メートル以内	1メートル以内	<u>1メートル以内</u>
	その他	ア けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 イ 表示場所は屋上以外であること。	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
(3) 条例第10条第2項第2号に掲げる広告物等		新潟市景観計画特別区域 古町花街地区 新道ゾーン以外における基準	新潟市景観計画特別区域 古町花街地区 新道ゾーンにおける基準	
	表示個数	1団の土地又は1物件につき2個以内	1団の土地又は1物件につき2個以内	
	表示面積	合計10平方メートル以内	合計1平方メートル以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	